

平成 30 年 12 月 25 日	初 版
平成 31 年 2 月 1 日	第 2 版
令和 元年 12 月 20 日	第 3 版
令和 2 年 11 月 27 日	第 4 版
令和 3 年 3 月 29 日	第 5 版
令和 4 年 3 月 23 日	第 6 版
令和 5 年 3 月 28 日	第 7 版

## 地域少子化対策重点推進交付金

### 交付申請マニュアル

内閣府子ども・子育て本部

(少子化対策担当)

## 【 目 次 】

1. 地域少子化対策重点推進交付金の概要	4
(1) 交付金全体の概要	
(2) 予算案の概要（令和5年度当初・令和4年度補正）	
(3) 令和4年度からの主な変更点	
トピックス 「地域アプローチ」による少子化対策の推進について	6
2. 各事業メニューの概要	
1 地域結婚支援重点推進事業	
(1) 一般メニュー	7
○概要	
○活用事例	
・結婚支援センターの開設・運営、マッチングシステムの構築	
・結婚支援を行うボランティアの育成、ネットワーク化	
・結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント・スキルアップセミナー	
・企業等と連携した結婚支援	
・結婚応援パスポート	
○令和5年度における結婚支援センター運営費の留意点	
○婚活イベントを実施する場合の留意点	
(2) 重点メニュー	13
○概要	
○重点メニューの一覧	
①自治体間連携を伴う取組に対する支援	
②AIを始めとするマッチングシステムの高度化	
③オンラインによる結婚相談・伴走型支援	
④結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した人材育成	
⑤若い世代向けのライフデザインセミナー	
2 結婚支援コンシェルジュ事業	21
3 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業	
(1) 一般メニュー	22
○概要	
○活用事例	
・妊娠・出産に温かい職場環境づくり	
・男性の家事・育児参画促進、配偶者の出産直後の男性の休暇取得促進	
・子育て支援パスポート	
・子育て支援情報の「見える化」支援	
・ライフデザインセミナーの実施	
・美容院などの地域資源・人材を活用した情報の発信	

・結婚・子育てを応援する社会的機運の醸成の広報	
・企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援	
(2) 重点メニュー	27
○概要	
○重点メニューの一覧	
①自治体間連携を伴う取組に対する支援	
②若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等	
③男性の育休取得と家事・育児参画促進	
④子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築	
⑤多様な子連れ世帯が外出しやすい環境の整備	
⑥多様な働き方の実践モデルの取組	
⑦ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究	
4 結婚新生活支援事業	38

### 3. 交付金活用の実務

(1) ステップアップの考え方	39
(2) 恒常的運営経費に係る3年ルール	39
(3) 結婚支援センターの設置運営指針への準拠	40
(4) 交付決定後の申請内容の変更	40
(5) 財産処分について	42
(6) 交付申請・交付決定、変更交付申請・交付決定、額の確定の流れ	43
(7) 実施計画書（交付申請） 記載要領	49
(8) 実施計画書（変更交付申請） 記載要領	53
(9) 実施報告書（実績報告） 記載要領	54
(10) KPI設定例	56

### 4. 記載例

(1) 交付申請書類の記載例	57
①交付申請書（鑑文）、所要額調、実施計画総括表	
②実施計画書 個票（地域結婚支援重点推進事業）	
③実施計画書 個票（結婚支援コンシェルジュ事業）	
④実施計画書 個票（結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業）	
⑤実施計画書 個票（結婚新生活支援事業）	

# 1. 地域少子化対策重点推進交付金の概要

## (1) 交付金全体の概要

**地域少子化対策重点推進交付金**  
 令和5年度執行予算案 100.0億円 (R5当初案 10.0億円、R4補正 90.0億円)

**地域少子化対策重点推進事業**

地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

**地域結婚支援重点推進事業 (補助率: 2/3、3/4)**

(補助率3/4で支援するもの)

- 自治体間連携を伴う取組に対する支援
- AIを始めとするマッチングシステムの高度化
- オンラインによる結婚相談・伴走型支援
- 結婚支援ボランティア等育成プログラムを活用した人材育成
- 若い世代向けのライフデザインセミナー

※この他の結婚支援事業は補助率2/3で支援

**結婚支援コンシェルジュ事業 (補助率: 3/4)**

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援

**結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 (補助率: 1/2、2/3)**

(補助率2/3で支援するもの)

- 自治体間連携を伴う取組に対する支援
- 若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等
- 男性の育児取得と家事・育児参画の促進
- 子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築
- 多様な子育て世帯が外出しやすい環境の整備
- 多様な働き方の実践モデルの取組
- ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

※この他の機運醸成事業は補助率1/2で支援

**結婚新生活支援事業 (補助率: 1/2、2/3)**

地方公共団体が行う結婚新生活支援事業(結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(家賃、引越費用等)を補助)を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下  
かつ世帯所得500万円未満

【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用

- 都道府県主導型市町村連携コース (補助率: 2/3)  
都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進  
【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円  
30~39歳 30万円
- 一般コース (補助率: 1/2)  
【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円  
30~39歳 30万円

## (2) 予算案の概要 (令和5年度当初・令和4年度補正)

### 地域少子化対策重点推進交付金

令和4年度当初予算			令和5年度当初予算案		
予算額	事業メニュー	補助率	予算額	事業メニュー	補助率
8.2 億円	1. 優良事例の横展開支援事業	1/2	10.0 億円	1. 地域結婚支援重点推進事業 ○一般メニュー	2/3
	2. 重点課題事業 ○自治体間連携を伴う取組に対する支援	2/3		3. 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 ○一般メニュー	1/2
	3. 結婚新生活支援事業 ○一般コース	1/2		4. 結婚新生活支援事業 ○一般コース	1/2
令和3年度補正予算			令和4年度第2次補正予算		
予算額	事業メニュー	補助率	予算額	事業メニュー	補助率
30.0 億円	1. 優良事例の横展開支援事業	1/2	90.0 億円	1. 地域結婚支援重点推進事業 ○重点メニュー ・自治体間連携を伴う取組に対する支援 ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化 ・オンラインによる結婚相談・伴走型支援 ・結婚支援ボランティア等育成プログラムを活用した人材育成 ・若い世代向けのライフデザインセミナー	3/4 2/3
	2. 重点課題事業 ○自治体間連携を伴う広域的な結婚支援の取組 ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化等の取組 ・結婚支援ボランティア等育成プログラムを活用した取組 ○大綱を踏まえた子育てに温かい社会づくりの取組 ・出産の希望を叶え子育てしやすい社会を実現するための取組 ・妊娠・出産、子育てに温かい職場環境をつくるための取組 ・多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える取組	2/3		2. 結婚支援コンシェルジュ事業	3/4
	3. 結婚新生活支援事業 ○都道府県主導型市町村連携コース ○一般コース	2/3 1/2		3. 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 ○重点メニュー ・自治体間連携を伴う取組に対する支援 ・若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等 ・男性の育児取得と家事・育児参画促進 ・子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築 ・多様な子育て世帯が外出しやすい環境の整備 ・多様な働き方の実践モデルの取組 ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究	2/3 1/2
				4. 結婚新生活支援事業 ○都道府県主導型市町村連携コース ○一般コース	2/3 1/2



### (3) 令和4年度からの主な変更点

---

#### ○地域少子化対策重点推進事業の構成及び補助率

「地域少子化対策重点推進事業」の構成を、従来の「優良事例の横展開支援事業」及び「重点課題事業」から、「地域結婚支援重点推進事業」及び「結婚支援コンシェルジュ事業」並びに「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業」に再構成するとともに、先駆的・広域的な取組など重点的に推進すべき内容について、補助率を引き上げて重点的に支援。

#### ○結婚支援センターの恒常的運営経費に係る「3年ルール」の廃止

自治体の結婚支援センターによる取組を継続的に支援することにより、自治体が行う結婚の希望をかなえる取組の更なる促進を図るため、令和5年度においては、自治体が交付金を活用して結婚の希望をかなえる取組を実施することを要件に、当該自治体の結婚支援センターの運営費（人件費、設備管理費、賃借料、マッチングシステム維持費等）をセンター設置の時期に関わらず交付金の対象とする。

なお、「地域少子化対策重点推進事業における結婚支援センターの設置運営指針」（令和3年3月25日内閣府子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当）決定）を満たすセンターで、他の自治体と連携した取組をしているセンターが対象となる。

#### ○結婚新生活支援事業（一般コース、連携コース共通）

- ・ 補助対象世帯所得を400万円未満から500万円未満に引き上げ
- ・ 無職、有職に関わらず、夫婦の所得合算により所得要件を確認
- ・ 一般コース実施自治体における夫婦ともに29歳以下の世帯への補助上限額を30万円から60万円に引き上げ

#### ○申請様式等の見直し

- ・ 交付要綱「別紙様式第1 様式1-1、1-2」及び「別紙様式第1 様式2-1、2-2」を見直すとともに、結婚支援センターの運営費について記載する個票を追加
- ・ KPIの見直し

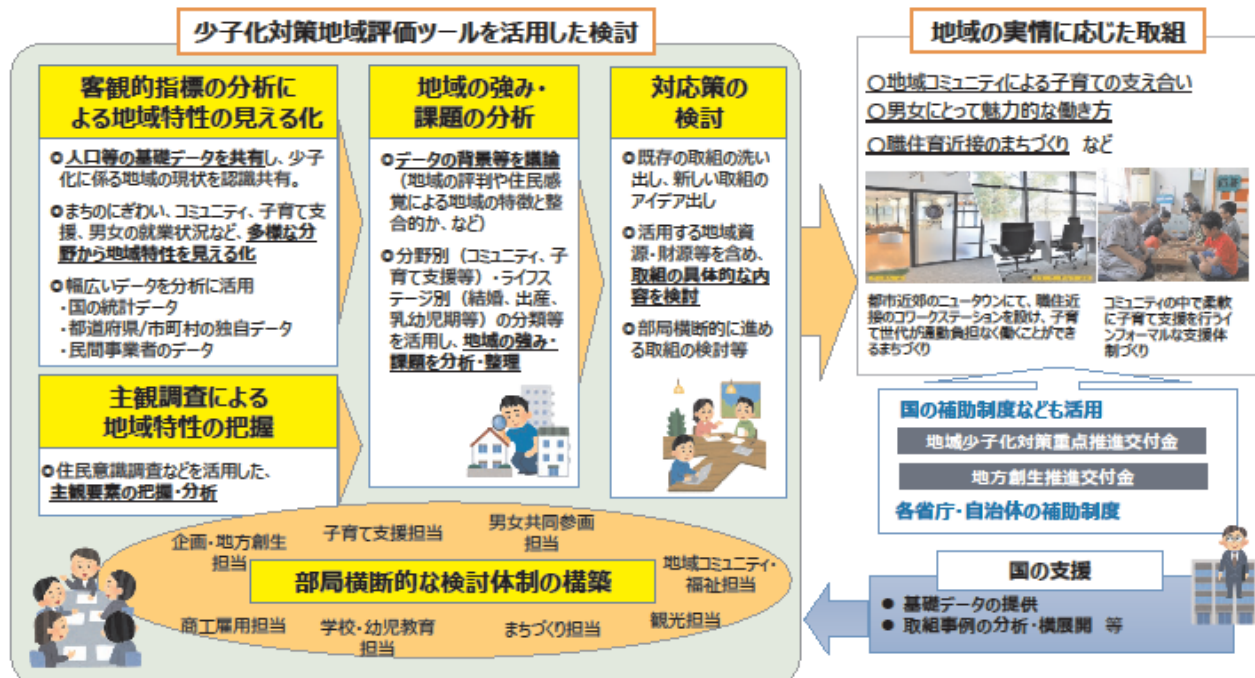
トピックス 「地域アプローチ」による少子化対策の推進について  
 (内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局)

少子化については、就業状況や結婚・出産・子育てに対する経済的負担感、子育てと仕事の両立のしにくさなど様々な要因が複雑に絡み合っており、これらの要因は地域によって異なっているため、各地方公共団体が、地域ごとの課題を明確化し、それに応じたオーダーメイド型の取組を分野横断的に展開する「地域アプローチ」による少子化対策を推進することが重要である。

各地域における「地域アプローチ」による少子化対策の推進に資するよう、地域特性の見える化、具体的な対応策の検討等の地方公共団体が少子化対策を検討する際に行うべき一連のプロセスをまとめた「少子化対策地域評価ツール」が内閣官房 HP で公表されている。本交付金対象事業を含め、少子化対策の検討、推進に当たっては、本ツールを活用し、部局横断的な体制の下で行政外の人材や団体との連携も図りつつ、「地域アプローチ」による取組を進めることが望ましい。

「少子化対策地域評価ツール」を活用した少子化対策の推進

- 「地域アプローチ」による少子化対策を推進するため、地域特性の見える化、具体的な対応策の検討等の一連のプロセスをまとめた「少子化対策地域評価ツール」を整備。(R2.3策定、R3.4・R4.3改訂/R4.3手引き策定)
- 各地方公共団体において、「少子化対策地域評価ツール」を活用し、部局横断的に、地域の強み・課題の分析、それらを踏まえた対応策の検討を行い、地域の实情に応じた効果的な少子化対策の取組を実施。



【問い合わせ先】

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局  
 03-6257-1414

【関連HP】 <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chikiapproach/index.html>

## 2. 各事業メニューの概要

### 1 地域結婚支援重点推進事業

#### (1) 一般メニュー

(令和5年度当初予算・令和4年度補正予算 地域結婚支援重点推進事業 一般メニュー)

#### 一般メニュー(補助率2/3) ～地域結婚支援重点推進事業～

##### 結婚に対する取組

###### 【対象事業のイメージ・具体例】

- 結婚支援の取組を行う結婚支援センター等の開設・運営
- 結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化
- 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント・スキルアップセミナー
- 企業等と連携した結婚支援 など

##### 活用事例

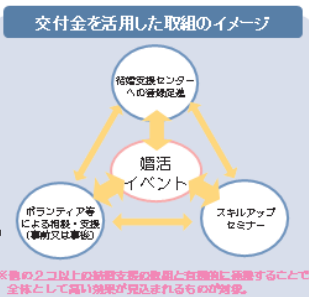
###### 結婚支援センターの開設・運営、マッチングシステムの構築

- ・出会いの場を提供するセンターを開設・運営し、結婚を希望する本人やその家族を支援。
- ・センターで使用するマッチングシステムを構築し、出会いの機会・場を提供。



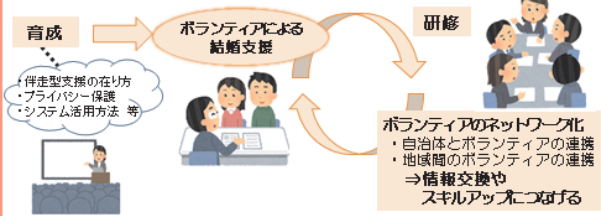
###### 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント・スキルアップセミナー

- ・結婚を希望する方を対象にした出会いの場のイベントを開催し、イベント前後には結婚支援ボランティアによる相談・支援を連携して実施。
- ・イベント参加希望者は、マナー・身だしなみ講座などのスキルアップを図るセミナーをあらかじめ受講。
- ・イベントのみで終わることなく、継続的な出会いの機会の提供が可能となるよう、結婚支援センターへの登録を促進。



###### 結婚支援を行うボランティアの育成、ネットワーク化

- ・結婚支援センター等と協働して結婚希望者に対するアドバイスを行うボランティア(マリッジサポーター等)を育成。
- ・ボランティア人材確保のためのガイドブックの作成や、広報映像を作成
- ・支援スキルの向上のため定期的な研修会を開催。



###### 企業等と連携した結婚支援

- ・結婚支援を希望する企業・団体等を対象にしたセミナーの開催や、企業・団体等を支援するプロモーターを育成し、結婚を希望する社員等を対象にした異業種交流などを通じて出会いの場を提供。
- ・結婚支援にあたっての留意点(特定の価値観を押し付けない、プレッシャーを与えない等)をまとめた冊子を企業・団体と協働して作成し、配布。

【対象経費】諸謝金、報酬・給料、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金 等

### ○概要

- ・結婚支援の取組を行う結婚支援センター等の開設・運営、同センター等におけるマッチングシステムの構築等により、各地域における結婚支援の基盤を整備するための取組(ただし、施設整備に係る部分は除く。)
- ・各地域において結婚支援を行うボランティア等(マリッジサポーター等)の育成、組織化、交流体制の構築等により、各地域で結婚を希望する者が適時適切に相談できるような体制の整備や、新たなマッチングを実現するための取組
- ・その他、各地域において結婚を希望する者の希望の実現を支援するための取組

## ○活用事例

### 結婚支援センターの開設・運営、マッチングシステムの構築

#### (概要)

結婚を希望する本人やその家族に対し出会いの機会・場の提供を行う結婚支援センターの開設・運営を行うほか、マッチングシステムを活用した会員同士のマッチング支援を行うことで、結婚の希望を叶える取組。

#### (取組内容)

- ・結婚支援センターの開設・運営
- ・マッチングシステムの構築

#### (主な対象経費)

- ・結婚支援センター職員の人件費、建物賃借料、備品（タブレット端末等）のリース料
- ・マッチングシステムの構築費、保守管理費

### 結婚支援を行うボランティアの育成、ネットワーク化

#### (概要)

結婚希望者へのアドバイス、お引合せ時の立会い、カップル成立後の交際フォロー等を行う結婚支援ボランティアを育成し、ボランティア同士のネットワークを構築することにより、結婚を希望する人を効果的に支援する取組。

#### (取組内容)

- ・結婚支援ボランティアのスキルアップセミナー（伴走型支援の在り方、プライバシー保護、システム活用方法等）の開催
- ・結婚支援ボランティア同士の情報交換のためのネットワークの構築

#### (主な対象経費)

- ・セミナー開催時の講師謝金、旅費、会場借料
- ・情報交換会開催時の旅費、会場借料

### 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント・スキルアップセミナー

#### (概要)

結婚を希望する人を対象としたスキルアップセミナー等と組み合わせ、効果的に出会いイベントを実施し、結婚を希望する人に出会いの場を提供する取組。

※婚活イベントのみで終わることなく、継続的な出会いの機会の提供を行うことが必要。

(→有機的な連携の要件 Q & A Q57「婚活イベントの実施方法」参照)

(取組内容)

- ・結婚を希望する本人のスキルアップセミナー（コミュニケーション講座、身だしなみ講座等）の開催
- ・出会いイベントの開催
- ・結婚支援ボランティアによる相談・支援の実施（カップル成立不成立を問わない）
- ・結婚支援センターへの登録促進

(主な対象経費)

- ・セミナー開催時の講師謝金、旅費、会場借料、広報費
  - ・イベント開催時の会場借料、広報費
- ※飲食費は交付金対象外（Q & A Q58「婚活イベントの対象経費」参照）

**企業等と連携した結婚支援**

(概要)

企業が結婚支援を行うにあたって注意すべき点に留意しつつ、結婚を希望する社員を対象とした異業種交流会等を通じて、出会いの場を提供する取組。

(取組内容)

- ・結婚支援を希望する企業・団体向けセミナーの開催
- ・結婚支援を行う企業・団体を増やすためのプロモーターの育成、訪問活動
- ・異業種交流システムの構築・異業種交流イベントの開催
- ・留意点をまとめた冊子を企業・団体と協働で作成し配布

(主な対象経費)

- ・セミナー開催時の講師謝金、旅費、会場借料、広報費
  - ・プロモーター育成のための講師謝金、旅費
  - ・交流会開催時の会場借料、広報費
- ※飲食費は交付金対象外
- ・印刷製本費

**結婚応援パスポート**

(概要)

自治体と企業・店舗が連携し、結婚を予定しているカップルや新婚の夫婦を対象にした、協賛店舗の負担による各種割引等のサービスを提供する「結婚応援パスポート」の作成・配布等普及を通じて、地域で結婚を応援する機運の醸成を図る取組。

(取組内容)

- ・自治体と企業・店舗が連携し、結婚応援パスポートを持つ結婚を予定しているカップルや新婚の夫婦を対象とした各種割引やサービスを提供
- ・結婚応援パスポートの協賛店舗拡大
- ・利用者視点に基づく店舗情報やサービス概要の一体的な発信

(主な対象経費)

- ・パスポートの印刷製本費、広報費



## ＜令和5年度における結婚支援センター運営費の留意点＞

### ○ センター運営費を交付金の対象とする要件

- ・ 自治体の結婚支援センターによる取組を継続的に支援することにより、自治体が行う結婚の希望をかなえる取組の更なる促進を図るため、自治体が交付金を活用して結婚の希望をかなえる取組を実施することを要件に、当該自治体の結婚支援センターの運営費（人件費、設備管理費、賃借料、マッチングシステム維持費等）をセンター設置の時期に関わらず交付金の対象とする。
- ・ なお、「地域少子化対策重点推進事業における結婚支援センターの設置運営指針」を満たすセンターで、他の自治体と連携した取組をしているセンターが対象。

### ○ センター運営費を申請できる自治体

- ・ 結婚支援センターの本所・支所の別に、当該センターを設置・運営する自治体が支出するセンター運営費を対象とする。（例：県が設置・運営するセンターの場合は、県が支出する経費のみ対象。県、市町村等による協議会が設置・運営するセンターの場合は、協議会の長を務める自治体が支出する経費のみ対象。3市共同のセンターで、3市それぞれが本所・支所を設置・運営している場合は、3市それぞれが支出する経費が対象。）
- ・ 上記自治体が、令和5年度事業として地域少子化対策重点推進交付金を活用し、センター運営費以外に、結婚の希望をかなえる取組を行っている場合に申請可能。

### ○ 交付金の対象となる運営費の範囲

- ・ 運営費とは、センター事業の多寡に関わらず毎年一定程度の経費の発生が見込まれるものを想定。具体的には、人件費、設備管理費、賃借料、マッチングシステム維持費等のほか、毎年定例的に行っている相談会、研修会、企業訪問、広報等を想定している。
- ・ なお、ボランティアの成功報酬、成婚記念品、施設整備費、飲食代、備品購入費（真に必要と認められる場合を除く）等の交付金対象外としている経費のほか、毎年定例的に行っている婚活イベントや、内容が不明確な名称の経費（内訳を明示できるなら可）等は運営費の対象外とする。
- ・ 上記を踏まえ、センターにおける運営費に係る支出額から入会金等の収入額を控除した額と、上記自治体の支出額とを比較して少ない方の額を対象とする。

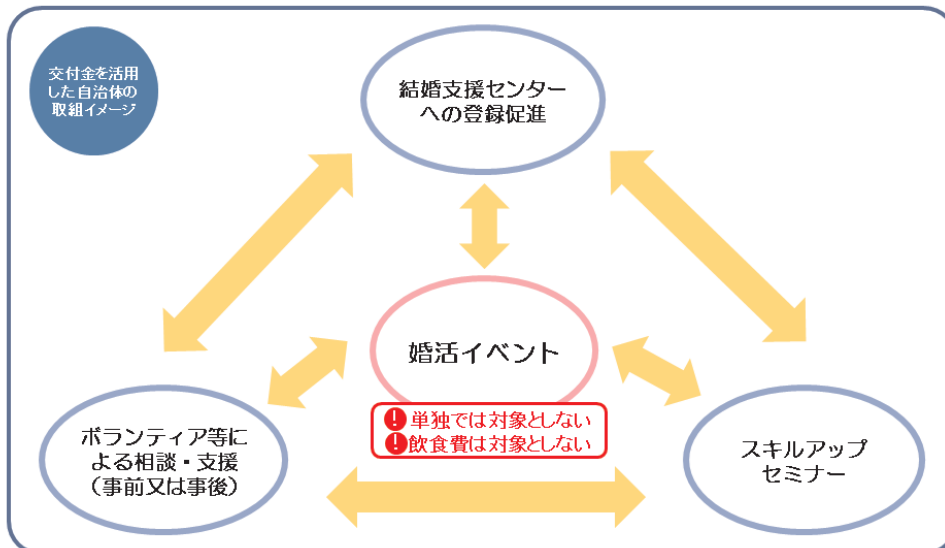
## < 婚活イベントを実施する場合の留意点 >

### ○ 婚活イベント開催における他の取組との有機的連携

- ・ 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント開催については、他の2つ以上の結婚支援の取組と有機的に連携することで、全体として高い効果が見込まれるものであること（ただし、飲食費については対象としない）。
- ・ 婚活イベントと他の取組とが「連携している」といえるためには、原則として婚活イベント参加者の8割の人数が、婚活イベント以外の2つ以上の連携する取組にいずれも参加していることが必要。

#### 婚活イベントと他の結婚支援の取組との有機的連携の例

結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベントの開催については、他の2つ以上の結婚支援の取組と有機的に連携することで、全体として高い効果が見込まれるものであれば、地域少子化対策重点推進交付金の対象となり得る（ただし、飲食費については対象としない）。



#### ・ 連携例

結婚支援センターへの登録促進 + ボランティア等による相談支援

※市町村で実施する場合、都道府県のボランティアによる相談支援とすることも可能。

スキルアップセミナー + ボランティア等による相談支援

※地域の実情と課題に応じて男性のみ（女性のみ）を対象として実施する場合、セミナーを実施していない方に対して、他の連携する取組があることが必要。

結婚支援センターへの登録促進 + スキルアップセミナー

ボランティア等による事前相談会 + 事後の伴走型支援

- ・ なお、上記以外の取組についても、先行する自治体の実績等により高い効果が見込まれるものであることが説明可能な場合は、有機的な連携の対象となる。

## (2) 重点メニュー

### ○概要

地域結婚支援重点推進事業の取組のうち、特に重点的に推進すべき内容を「重点メニュー」と位置づけ、自治体における取組の広がりを重点的に支援するもの。

①自治体間連携を伴う取組に対する支援	R4 補正予算
②AIを始めとするマッチングシステムの高度化	
③オンラインによる結婚相談・伴走型支援	
④結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した人材育成	
⑤若い世代向けのライフデザインセミナー	

### ①自治体間連携を伴う取組に対する支援

(令和4年度補正予算 地域結婚支援重点推進事業 / 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 重点メニュー - 自治体間連携を伴う取組)

**重点メニュー（補助率3/4）①**  
～自治体間連携を伴う取組～

自治体間連携による結婚支援の事業イメージ

・A県が中心となって、管内B市・C村との役割分担(費用・役務の分担)の下、総合的な結婚支援の取組を広域で展開。

【取組の一例】

参加自治体等により構成される地域が抱える課題を解決する場(協議会等)を設け、取組の実施方法や効果、地域における課題を共有

**重点メニュー（補助率2/3）①**  
～自治体間連携を伴う取組～

自治体間連携による機運醸成の事業イメージ

・A県が中心となって、管内B市・C村との役割分担(費用・役務の分担)の下、結婚、子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組を広域で展開。

【取組の一例】

参加自治体等により構成される地域が抱える課題を解決する場(協議会等)を設け、取組の実施方法や効果、地域における課題を共有

○複数の自治体による広域的な取組は、各自治体単独の取組よりも効果的・効率的であることから、こうした自治体間連携を伴う取組を重点的に支援。

○連携する自治体は、県及び市区町村(A県、A県B市、A県C村)だけでなく、県同士(A県・B県)、市区町村同士(A市、B町、C村)、県境を跨いだA県B市とC県D市の連携いずれも可。

○参加自治体等により構成される地域が抱える課題を解決する場(協議会等)を設け、取組の実施方法や効果、地域における課題の共有を図ること。

○役割分担(費用・役務の分担)の下、各自治体が各々の取組を行うことのほか、合同で取組を行うこと(例:関係自治体による合同イベントの開催等)も想定。

【主な対象経費】各自治体が負担する事業経費(結婚支援センターの開設等に係る経費など)、協議会等の開催に係る経費(旅費、会議運営費など)

### (概要)

複数の自治体の連携による取組のうち、以下の要件をいずれも満たすもの。なお、複数の自治体の連携とは、都道府県間、同一都道府県内の市町村間の連携に限らず、都道府県と複数の市町村、都道府県を跨ぐ市町村間の連携を含む。

## (実施要件)

- ① 参加自治体等により構成される地域が抱える課題を解決する場（以下「協議会等」という。）を設け、取組の実施方法や効果、地域における課題の共有を図ること。協議会等は、より幅広く当該地域における地域の実情・課題や取組を共有し、地域における今後の取組全般を協議する場とすること。なお、設置にあたり、参加自治体等により構成される既存の会議等の場の活用を妨げるものではない。
- ② 参加自治体による「実質的な協働」（費用、役務の分担）が認められるものであること。単に「関係者が協力して取り組む」とだけ規定され、費用、役務の分担が不明確である取組、又は啓発イベントのチラシをウェブサイトに掲載するのみの取組、若しくは窓口に設置するのみの取組等は「実質的な協働」があるとは認められない。
- ③ 連携は、新たに自治体間連携を開始するものに限らず、既存の自治体間連携を拡大するものや、既存の自治体間連携により新たな分野・事業内容に取り組むものも対象とする。既存の自治体間連携により本事業を実施する際は、これまでの取組から明らかになった課題を解決するための改善策が盛り込まれていること。
- ④ 複数の自治体が連携して取り組むことで、自治体毎に取り組むよりも、より効果的・効率的な取組となることが見込まれること。

## (主な対象経費)

- ・ 各自治体が負担する事業経費（結婚支援センターの開設など）
  - ・ 協議会の運営に係る経費（旅費、会議運営費など）
- ※一般メニューにおいて対象となる経費と同基準

## (活用事例)

### 地域結婚支援重点推進事業

- ・ 都道府県による結婚支援センター開設と市町村による支所開設
- ・ 圏域や隣接自治体のマッチングシステムの統合・高度化
- ・ ボランティア人材の広域募集、他の支援員との交流によるスキルアップ
- ・ 地域の魅力を活かした婚活イベントの広域開催
- ・ 異業種交流における都道府県（業界団体）と市町村（地域企業）の連携

### 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

- ・ 結婚や子育ての応援キャンペーンの広域開催
- ・ 都道府県等の主導により実施するライフプランニング・キャリア形成支援の広域実施

## 【参考：個別自治体向けPR資料】

地域少子化対策重点推進交付金  
令和4年度補正予算 重点メニュー

## 自治体間連携事業（補助率：3/4,2/3）

### 趣旨

複数の自治体が連携して行う広域的な取組は、各自治体による単独の取組よりも効果的・効率的であることから、これを重点的に支援するもの。

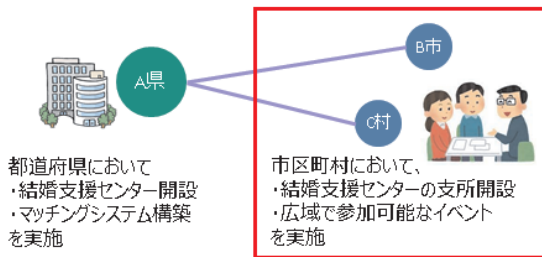
### 令和2年度 財務省 予算執行調査結果

- ・連携をしていない自治体において成果が出ていない事項が、自治体間連携の取組においては成果が出ている
- ・自治体間連携による取組を拡大することで、単独の自治体の取組による不足点を補填する効果が期待できる

#### 取組例①：地域結婚支援重点推進事業

～都道府県と市区町村との連携～

補助率：3/4



#### 【連携の効果】

- ・相談所登録会員数の増加、お引き合わせ数の増加
- ・広域的なイベント開催による新たな出会いの提供
- ・効率的な事業広報・周知が可能に

#### 取組例②：結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

～都道府県または市区町村同士の連携～

補助率：2/3

市区町村の圏域等、地理的・歴史的なまとまりを活用して連携



#### 【連携の効果】

- ・広域的かつ複層的なPRで一般認知度が向上
- ・規模の拡大による話題性や注目度の向上
- ・自治体予算の効率的な執行に寄与

⇒ その他、自治体間連携を伴う少子化対策の取組であれば、幅広く活用可能。

## 自治体間連携の取組の成果

○自治体間連携を行っていない自治体において成果が出ていない要因として回答のあった事項【表1】が、自治体間連携を行っている自治体においては成果が出ている。【表2】

【表1】自治体間連携を行っていない自治体において成果が出ていない事項

結婚支援センター設置		ボランティア育成	
会員登録数の伸び悩み	44.4%	研修及びボランティアの質の確保	50.0%
事業の認知度不足	33.3%		
体制不足	11.1%	ボランティア登録数の伸び悩み	37.5%
その他	11.1%	その他	12.5%

【表2】自治体間連携を行っている自治体において成果があがった事項

結婚支援センター設置		ボランティア育成	
イベント参加者数及び会員登録数の増	48.3%	研修及びボランティアの質の向上	67.6%
周知機会の増	20.7%		
マッチング数及び成婚数の増	17.2%	ボランティア活動機会及びボランティア登録数の増	20.6%
体制不足の改善	5.2%		
支援の質向上	3.4%		
財源の効率化	3.4%	マッチング数及び成婚数の増	11.8%
その他	1.7%		

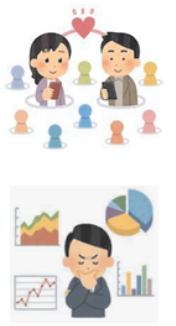
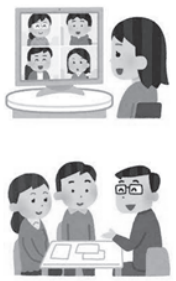
【出所】令和2年度 予算執行調査の調査結果 概要

(3) 地域少子化対策重点推進事業(結婚に対する取組への支援) (内閣府:一般会計)



## ② AIを始めとするマッチングシステムの高度化

(令和4年度補正予算 地域結婚支援重点推進事業 重点メニュー - AIを始めとするマッチングシステムの高度化 / オンラインによる結婚相談・伴走型支援)

重点メニュー（補助率3/4）② ～AIを始めとするマッチングシステムの高度化～	重点メニュー（補助率3/4）③ ～オンラインによる結婚相談・伴走型支援～
<p>自治体の結婚支援センターで使用するマッチングシステムについて、AIの活用等によって機能の高度化を図り、効果的な結婚支援を行う取組。</p> <div data-bbox="183 443 790 806"> <p><b>マッチングシステムの高度化と活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○AI活用等の高度な機能を有するシステムの導入・改良</li> <li>○高度化したシステム用いて、利用者のマッチングの可能性を高めるための取組(システムを活用した効果的な相談業務について、結婚支援センター職員や相談員の研修・育成等)</li> </ul>  </div> <div data-bbox="183 817 790 952"> <p>○AI活用をはじめとするマッチングシステムの高度化等によって、より効果的・効率的なお相手探しが可能となり、利用者が交際や成婚に至る割合を高めることが期待されるため、こうした取組を重点的に支援。</p> </div> <div data-bbox="183 974 790 1075"> <p><b>【主な対象経費】</b> マッチングシステムの高度化(導入・改良)にかかる経費、システムの運用習熟にかかる研修等に要する経費、システムを活用する専門的人材の育成経費等</p> </div>	<p>結婚を希望する男女のニーズに応えつつ、いつでも悩みに寄り添い、切れ目ない支援ができる体制を構築する取組。</p> <div data-bbox="837 443 1428 806"> <p><b>オンラインによる結婚相談・伴走型支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対面でもオンラインでも、結婚に関する相談を受けられる体制と、交際や成婚につながるための相談員による伴走型支援を実施できる体制の整備</li> <li>○上記相談・支援と有機的に連携したオンライン婚活イベントの開催</li> </ul>  </div> <div data-bbox="837 817 1428 952"> <p>○コロナ禍で出会いの機会が減少する中、オンラインによる結婚支援を希望する者のニーズに応えるため、相談者が対面・オンラインを自由に選択でき、コロナ禍でも切れ目なく結婚に関する相談や相談員による伴走型のサポートを受けられる取組を重点的に支援。</p> </div> <div data-bbox="837 974 1428 1075"> <p><b>【主な対象経費】</b> オンラインによる結婚相談・伴走型支援に要する経費、相談員に対する研修等に要する経費、オンライン婚活イベントの開催に要する経費等</p> </div>

### (概要)

自治体の結婚支援センターで使用するマッチングシステムについて、利用者のマッチングの可能性を高めるためAIの活用等によって機能の高度化を図り、効果的な結婚支援を行う取組（新たなシステムの構築又は購入利用、既存システムの改修及びこれらのシステムの運用習熟を含む。ただし、施設整備は除く。）

### (実施要件)

AIの活用やビッグデータ連携等、利用者のマッチングの可能性を高めるための高度な機能を有するシステムを用いた取組とすること。



### (主な対象経費)

マッチングシステムの高度化（導入・改良）にかかる経費、システムの運用習熟にかかる研修等に要する経費、システムを活用する専門的人材の育成経費等



### ③オンラインによる結婚相談・伴走型支援

(令和4年度補正予算 地域結婚支援重点推進事業 重点メニューー AIを始めとするマッチングシステムの高度化 / オンラインによる結婚相談・伴走型支援)

重点メニュー（補助率3/4）② ～AIを始めとするマッチングシステムの高度化～	重点メニュー（補助率3/4）③ ～オンラインによる結婚相談・伴走型支援～
<p>自治体の結婚支援センターで使用するマッチングシステムについて、AIの活用等によって機能の高度化を図り、効果的な結婚支援を行う取組。</p>	<p>結婚を希望する男女のニーズに応えつつ、いつでも悩みに寄り添い、切れ目ない支援ができる体制を構築する取組。</p>
<p><b>マッチングシステムの高度化と活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○AI活用等の高度な機能を有するシステムの導入・改良</li> <li>○高度化したシステムを用いて、利用者のマッチングの可能性を高めるための取組(システムを活用した効果的な相談業務について、結婚支援センター職員や相談員の研修・育成等)</li> </ul> 	<p><b>オンラインによる結婚相談・伴走型支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対面でもオンラインでも、結婚に関する相談を受けられる体制と、交際や成婚につながるための相談員による伴走型支援を実施できる体制の整備</li> <li>○上記相談・支援と有機的に連携したオンライン婚活イベントの開催</li> </ul> 
<p>○AI活用をはじめとするマッチングシステムの高度化等によって、より効果的・効率的なお相手探しが可能となり、利用者が交際や成婚に至る割合を高めることが期待されるため、こうした取組を重点的に支援。</p>	<p>○コロナ禍で出会いの機会が減少する中、オンラインによる結婚支援を希望する者のニーズに応えるため、相談者が対面・オンラインを自由に選択でき、コロナ禍でも切れ目なく結婚に関する相談や相談員による伴走型のサポートを受けられる取組を重点的に支援。</p>
<p><b>【主な対象経費】</b> マッチングシステムの高度化(導入・改良)にかかる経費、システムの運用習熟にかかる研修等に要する経費、システムを活用する専門的人材の育成経費等</p>	<p><b>【主な対象経費】</b> オンラインによる結婚相談・伴走型支援に要する経費、相談員に対する研修等に要する経費、オンライン婚活イベントの開催に要する経費等</p>

#### (概要)

オンラインによる結婚支援を希望する者のニーズに応えるため、対面およびオンラインで結婚に関する相談を受けられる体制と相談員による伴走型支援を実施できる体制を構築する取組（上記相談・支援と有機的に連携したオンライン婚活イベントの開催を含む。）

#### (実施要件)

結婚に関する相談や相談員による伴走型支援について、相談者が対面とオンラインを自由に選択でき、切れ目ない支援ができる体制を整備すること。

#### (主な対象経費)

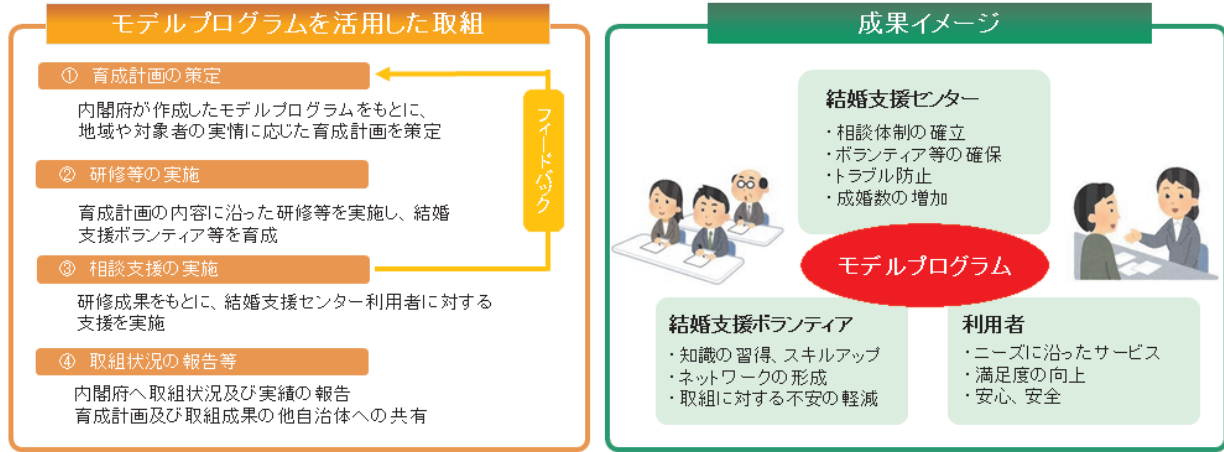
オンラインによる結婚相談・伴走型支援に要する経費、相談員に対する研修等に要する経費、オンライン婚活イベントの開催に要する経費等

## ④結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した人材育成

(令和4年度補正予算 地域結婚支援重点推進事業 重点メニュー - 結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した人材育成)

### 重点メニュー (補助率3/4) ④ ～結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した人材育成～

- 地方公共団体が行う結婚支援の更なる質の向上を図るため、退職者や高齢者を始めとする多様な担い手を育成。
- 内閣府が作成した「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」を活用し、ボランティア相談員等のスキルアップ等を目的とした体系的な育成計画を策定・実践し、相談支援体制の強化を図る。



- 結婚支援ボランティア等が効果的な活動を進めていく上で必要となる知識、能力やその育成方法を明確化し、自治体によるボランティア等の育成を進めるため、内閣府が策定したモデルプログラムを活用した取組を重点的に支援。
- 地方公共団体の結婚支援の取組において、各自治体が運営する結婚支援センター及びボランティア等が果たすべき役割は極めて大きく、更なる質の向上を図ることにより、若い世代の結婚の希望が、希望する年齢でかなうような環境を整備する。

【主な対象経費】 ボランティア相談員の育成に係る経費(育成計画の策定・取組状況の報告等に係る事務費、研修に要する人件費・謝金・会場費・旅費・保険料等)

### (概要)

結婚支援ボランティア等が効果的な活動を進めていく上で必要となる知識、能力やその育成方法を明確化した内閣府策定のモデルプログラムを活用し、自治体による結婚支援ボランティア等の育成を図る取組。

### (取組内容)

- (1) モデルプログラムをもとに研修計画を策定
- (2) 研修・交流会等を実施し、結婚支援ボランティア等を育成
- (3) 研修成果をもとに、結婚支援センター利用者に対する支援の実施
- (4) 内閣府へ取組状況及び実績の報告、取組成果の共有

### (実施要件)

- ・内閣府が策定したモデルプログラムをもとに地域や結婚を希望する者の実情に応じた育成計画を策定した上で、内閣府に提出し承認を得ること。
- ・事業実施期間中は適宜課題の抽出等を行うとともに、内閣府が複数回実施する事業の実施状況に関する調査等（フォローアップ）に協力すること。

### (主な対象経費)

ボランティア相談員の育成に係る経費（育成計画の策定・取組状況の報告等に係る事務費、研修に要する人件費・謝金・会場費・旅費・保険料等）

## ⑤若い世代向けのライフデザインセミナー

(令和4年度補正予算 地域結婚支援重点推進事業 重点メニューー若い世代向けのライフデザインセミナー)

### 重点メニュー(補助率3/4)⑤ ～若い世代向けのライフデザインセミナー～

学生や若い世代が、結婚・子育て・仕事等の様々なライフイベントについて積極的に考え、将来のライフデザインを希望を持って描く機会を提供するためのセミナーやワークショップ等を実施する取組。

#### ライフデザインセミナー等の実施

- 将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識や情報を総合的に習得(結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等)
- 若い世代がライフデザインを考える取組を、若い世代が自ら企画し、SNS等で広く発信
- 子育て世帯における子育て・家事の体験や意見交換等を通じて、複数のロールモデルを提示し、将来のライフデザインを主体的に考える機会を提供



#### 共有・周知

- 参加者によるワークショップや報告会を実施することで、多様なライフデザインに触れる機会を創出
- セミナー動画や実際にセミナーを受講した学生や若い世代へのアンケート結果をまとめた紹介資料の作成・展開等



○学生や若い世代が、将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識や情報を総合的に習得(結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等)する機会を提供するとともに、結婚、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描くことができるよう、自ら考えながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れ、将来のライフイベントについて考える機会を積極的に提供することにより、個々人の希望の実現につなげる取組を重点的に支援。  
※結婚、子育てが個人の自由な意思決定に基づくものであることは当然の前提であり、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。

【主な対象経費】セミナー等の講師謝金・旅費・会場賃借料、消耗品費、印刷代、受け入れ家庭への謝金、保険加入費用、報告会等の実施に係る費用等

### (概要)

学生や若い世代が、結婚、子育て、仕事等の様々なライフイベントについて積極的に考え、将来のライフデザインを希望を持って描く機会を提供するためのセミナーやワークショップ等を実施する取組。

### (取組内容)

- (1) 将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識や情報を総合的に習得(結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等)
- (2) 若い世代がライフデザインを考える取組を、若い世代が自ら企画し、SNS等で広く発信
- (3) 子育て世帯における子育て・家事の体験や意見交換等を通じて、複数のロールモデルを提示し、将来のライフデザインを主体的に考える機会を提供

### (実施要件)

- ・学生や若い世代が、将来の様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、必要な知識や情報を総合的に習得(結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等)する機会を提供すること。また、結婚、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描くことができるよう、自ら考え

ながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れ、将来のライフイベントについて考える機会を提供すること。

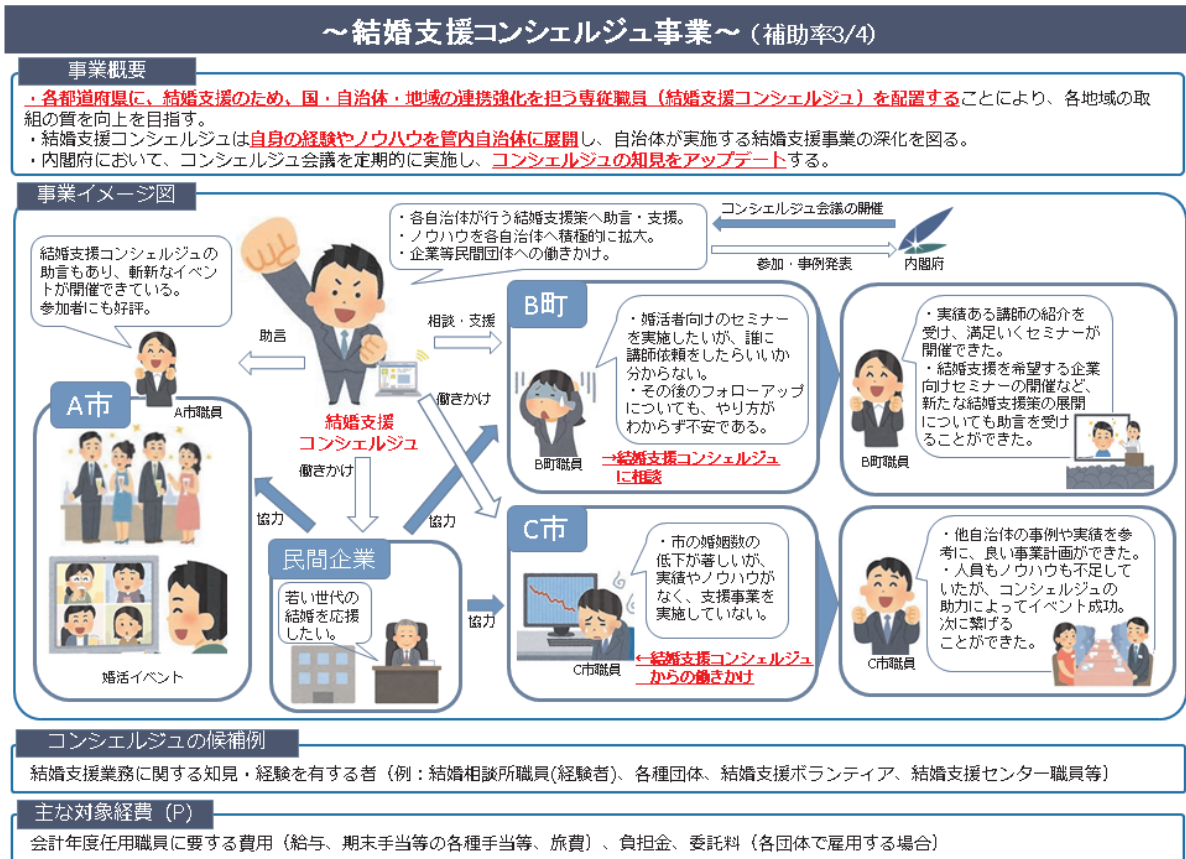
- ・参加者によるワークショップや報告会を実施することで、多様なライフデザインに触れる機会を創出するなど、地域において事例を共有し、更なる取組の推進につなげること。
- ・結婚、子育てが個人の自由な意思決定に基づくものであることは当然の前提であり、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。

#### **(主な対象経費)**

セミナー等の講師謝金・旅費・会場賃借料、消耗品費、印刷代、受け入れ家庭への謝金、保険加入費用、報告会等の実施に係る費用等

## 2 結婚支援コンシェルジュ事業

(令和4年度補正予算 結婚支援コンシェルジュ事業)



### (概要)

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、次に掲げる取組を実施することにより、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに国・自治体・地域の連携を強化する取組

- (1) 管内市区町村、企業、地域団体等への訪問および現状把握
- (2) 管内市区町村等が実施するイベント、セミナー、広報への助言・立会等による協力
- (3) 結婚支援業務未実施管内市区町村への働きかけ
- (4) 関係先(管内市区町村、管内結婚サポートセンター、企業等)との情報共有
- (5) その他、各市区町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するために必要と認められる業務

### (留意点)

- ・ 地域の実情に合わせて複数人の配置も可。
- ・ 都道府県での直接雇用のほか、実施要領に掲げる取組を実施できるのであれば、結婚支援センターや民間事業者への委託も可。
- ・ 活動実施報告書等により活動内容を把握すること。



### 3 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

#### (1) 一般メニュー

(令和5年度当初予算・令和4年度補正予算 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 一般メニュー)

一般メニュー(補助率1/2)

#### ～結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業～

##### 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組

###### 【対象事業のイメージ・具体例】

- 男性の家事・育児参画促進、配偶者の出産直後の男性の休暇取得促進
- 子育て支援パスポート
- 妊娠・出産、子育て支援情報のポータルサイト構築等による「見える化」支援
- 中・高校生、大学生や新社会人等を対象にしたライフデザインセミナー
- 結婚新生活支援事業等の少子化対策の取組の周知・広報
- 企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援 など

###### 活用事例

###### 男性の家事・育児参画促進 配偶者の出産直後の男性の休暇取得促進

- ・両親学級や、乳幼児の父親・プレパパを対象とした子育て講座の開催。
- ・企業の管理職等の意識変化による男性の育児推進の取組(イクボス養成)。
- ・企業の人事労務担当者を対象にしたセミナーを通じてアドバイザーを育成し、各職場で家事育児参加の重要性等を積極的に発信。
- ・子育て支援パスポートの利用促進による父親の子連れ外出支援。



###### ライフデザインセミナーの実施

- ・若い世代に、将来のライフイベントについて考える機会を提供し、また、必要な知識や情報を学ぶための場として、セミナーやワークショップを開催。
- ・乳幼児ふれあい体験の開催や、パイプ役となるファシリテーターの養成講座を開催。
- ・企業等と連携し、新社会人等のライフプランニング・キャリア形成を推進するための合同研修会を開催。



###### 子育て支援パスポート

- ・地方自治体と企業・店舗が連携し子供のいる世帯を対象に各種割引、外出サポート等を提供する「子育て支援パスポート」の、協賛店舗数の増加、全国共通利用可能店舗数の増加に向けたプロモート活動。
- ・パスポートのIT化支援
- ・利用者視点に基づく店舗情報やサービス概要の発信の一体的実施。



###### 結婚・子育てを応援する社会的機運の醸成の広報

- ・結婚新生活支援事業等の少子化対策の取組の周知・広報



###### 妊娠・出産、子育て支援情報の「見える化」支援

- ・妊娠・出産に係る相談窓口や、子供の預かり施設の情報、家事(買い物・調理等)や子供の見守り等を代行できる地域のボランティア人材の情報、子育て世帯向けの行政情報等を集約し発信するポータルサイト等の構築。



###### 企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援

- ・多様なロールモデルの提示などライフプランニング支援
- ・希望する者に対する地方自治体の事業に関する情報提供
- ・ワーク・ライフ・バランスや男性の家事育児参画等の推進に資する多様な交流の機会の提供
- ・地域の課題解決を通じた子育てを支える機運醸成の取組
- ・仕事と結婚・子育てとの両立支援のための環境整備
- ・その他、効果的な取組 など



地方自治体の企業・団体・学校等に対する補助事業(企業等が実施主体)

【対象経費】諸謝金、報酬・給料、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金 等 10

#### ○概要

- ・各地域において、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に向けた基礎として、地域の関係者間の情報共有、地域における課題の抽出・分析等を行う取組
- ・出産直後の男性の休暇取得や男性の家事・育児への参画を促進する機運を醸成するための取組
- ・主に若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を提供し、考える機会を持たせる取組
- ・主に若い世代が乳幼児と触れ合う体験を通じて、子育てなどに対する理解を深めるための取組
- ・企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援
- ・その他、各地域において、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に向けた、当事者及びその他の社会のあらゆる構成員の意識や行動の改革をもたらそうとする取組



## ○活用事例

### 妊娠・出産に温かい職場環境づくり

#### (概要)

職域における妊娠・出産に対する理解・関心を深めることにより、不妊治療中や、妊娠中、育休からの復帰時などの各場面において仕事との両立を温かく支える機運の醸成や、休暇制度等の職場環境の整備につなげる取組。

#### (取組内容)

- ・ 民間企業等の管理職に対し、妊娠・出産に関する知識の提供や、仕事との両立に取り組む企業の先進事例等の紹介により、従業員の妊娠や出産に向けての休暇取得及び各種制度の利用に対し、意識変容を促すためのセミナーの開催
- ・ 不妊治療への理解を深めるためのポスターやリーフレット等の作成・配布や、民間企業と連携した、不妊治療に対する温かな社会の機運醸成に向けたキャンペーンの実施

### 男性の家事・育児参画促進、配偶者の出産直後の男性の休暇取得促進

#### (概要)

男性の家事・育児参画の促進に向けた意識の変容や風土づくりを促す講座、男性向けのセミナーや体験等を通じて、男性の家事・育児参画や育児休業取得を促進する取組。

#### (取組内容)

- ・ 民間企業の管理職等を対象とした、意識変容を促すためのセミナー開催
- ・ 各職場において、家事・育児参画の重要性を積極的に発信するアドバイザーの育成
- ・ プレパパや乳幼児の父親を対象とした、子育てを学ぶ講座の開催
- ・ 父親の子連れ外出を支援する子育て支援パスポートの利用促進
- ・ テレワークの拡大により在宅時間が増加した父親等に対する、家事・育児参画促進のための講座の開催

#### (主な対象経費)

- ・ セミナー・講座開催時、アドバイザー育成時の講師謝金、旅費、会場借料、広報費、消耗品費
- ・ 子育て支援パスポートの印刷製本費

## 子育て支援パスポート

(概要)

自治体と企業・店舗が連携し、子供のいる世帯を対象にした、協賛店舗の負担による各種割引等のサービスを提供する「子育て支援パスポート」の作成・配布等普及を通じて、地域で子育てを応援する機運の醸成を図る取組。

(取組内容)

- ・自治体と企業・店舗が連携し、子育て支援パスポートを持つ子育て世帯を対象とした各種割引やサービスを提供
- ・子育て支援パスポートの協賛店舗拡大、全国共通利用可能店拡大に向けたプロモート活動の実施
- ・利用者視点に基づく店舗情報やサービス概要の一体的な発信

(主な対象経費)

- ・パスポートの印刷製本費、広報費
- ・プロモート活動時の旅費

## 子育て支援情報の「見える化」支援

(概要)

子育ての支援を必要としながらも、地域にどのような支援の手があるのかわからない、一元的に情報を入手できず煩雑といった声があることから、ITやAI活用して、地域の子育て支援情報を「見える化」し、情報提供を図ることで子育てに温かい社会づくりを図る取組。

(取組内容)

- ・子供の預かり施設の情報や、家事代行（買い物・調理等）・子供の通院時の兄弟姉妹の見守り等を代行できる地域のボランティア人材の情報、子育て世帯向けの行政情報等をスマートフォン向けサイトやAIチャットボットを含むアプリ等による情報提供
- ・子育ての悩み等が相談できるオンライン相談サイトの開設

(主な対象経費)

- ・システム構築費 等

## ライフデザインセミナーの実施

### (概要)

中学生、高校生、大学生及び新社会人等の若い世代を対象に講演や乳幼児との触れ合い体験を通じて、仕事、結婚、妊娠、出産、子育て等のライフデザインを自分事として描くきっかけ作りを行う取組。

### (取組内容)

- ・妊娠・出産や妊孕力、不妊治療の実態等に関する医学的・科学的に正しい知識など、ライフデザインを描くうえで必要な知識を学ぶ。
- ・5年後、10年後のライフデザインシートを作成・発表させ、ワークショップ形式で相互に意見交換を行う。
- ・事前学習・事後成果発表と組み合わせで子育て支援団体等が実施する出張ひろばを学校内で開催し、児童・生徒らが乳幼児との触れ合いを体験することにより、生命の大切さ、乳幼児との関わり方について学び、子育て世帯への理解を深める。
- ・乳幼児ふれあい体験の開催やパイプ役となるファシリテーターの養成講座の開催
- ・企業や経済団体等と連携した、新社会人等のライフプランニング・キャリア形成を推進するための合同研修会の開催

### (主な対象経費)

- ・有識者講演時の講師謝金、旅費
- ・テキスト等の印刷製本費、消耗品費

## 美容院などの地域資源・人材を活用した情報の発信

### (概要)

美容院や飲食店、金融機関など、地域の事業者や人材を活用し、結婚を望む方や子育て世帯に対する情報発信を効果的に実施する取組。

### (取組内容)

- ・協力事業者の登録
- ・従業員等に対する認定講習会の開催
- ・広報資料の企画、作成、配布

### (主な対象経費)

- ・プロモーター人件費
- ・講習会開催経費、講師謝金・旅費
- ・宣材作成経費、通信費、消耗品費

## 結婚・子育てを応援する社会的機運の醸成の広報

(概要)

地域全体への情報発信により、結婚・子育てを応援する社会的機運を醸成するため、結婚新生活支援事業等の少子化対策の取組の周知・広報を行う取組。

(取組内容)

- ・ チラシ・ポスターの作成・配架
- ・ 自治体の広報誌、タウン誌、民間企業等の情報誌への広告掲載
- ・ デジタルサイネージの活用
- ・ PR 動画の配信、SNS の活用による情報発信

(主な対象経費)

- ・ 印刷製本費、デザイン料、消耗品費

## 企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援

(概要)

自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な参加を得て、モデル的な取組を支援する。

(取組内容)

- ・ 企業・団体・学校等によるライフデザイン講座、男性の家事・育児参画を促進する取組、仕事と結婚・子育ての両立支援

(主な対象経費)

- ・ 企業・団体・学校等への補助金

※補助対象となる経費は、交付要綱第3条別表第1に定める「対象経費」と同じものとする

## (2) 重点メニュー

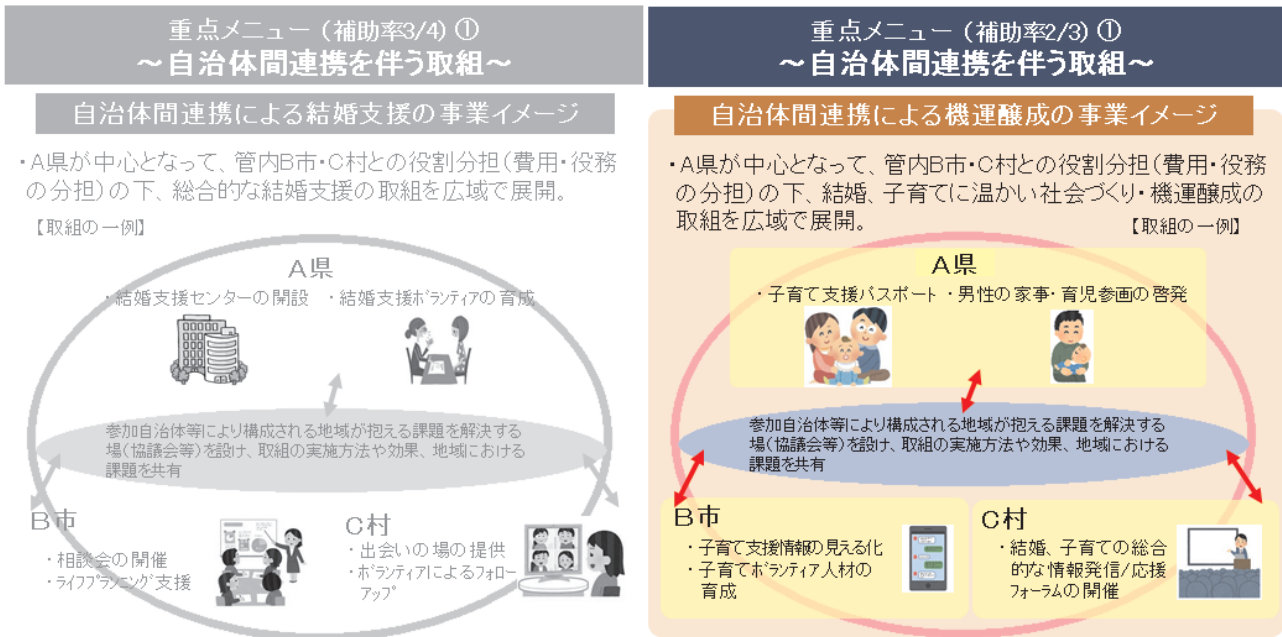
### ○概要

結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業のうち、特に重点的に推進すべき内容を「重点メニュー」と位置づけ、自治体における取組の広がりを重点的に支援するもの。

①自治体間連携を伴う取組に対する支援	R4 補正予算
②若い世代向けの結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等	
③男性の育休取得と家事・育児参画促進	
④子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築	
⑤多様な子連れ世帯が外出しやすい環境の整備	
⑥多様な働き方の実践モデルの取組	
⑦ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究	

### ①自治体間連携を伴う取組に対する支援

(令和4年度補正予算 地域結婚支援重点推進事業 / 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 重点メニュー - 自治体間連携を伴う取組)



- 複数の自治体による広域的な取組は、各自治体単独の取組よりも効果的・効率的であることから、こうした自治体間連携を伴う取組を重点的に支援。
- 連携する自治体は、県及び市区町村(A県、A県B市、A県C村)だけでなく、県同士(A県・B県)、市区町村同士(A市、B町、C村)、県境を跨いだA県B市とC県D市の連携いずれも可。
- 参加自治体等により構成される地域が抱える課題を解決する場(協議会等)を設け、取組の実施方法や効果、地域における課題の共有を図ること。
- 役割分担(費用・役務の分担)の下、各自治体が各々の取組を行うことのほか、合同で取組を行うこと(例:関係自治体による合同イベントの開催等)も想定。

【主な対象経費】各自治体が負担する事業経費(結婚支援センターの開設等に係る経費など)、協議会等の開催に係る経費(旅費、会議運営費など)

### (概要)

複数の自治体の連携による取組のうち、以下の要件をいずれも満たすもの。なお、複数の自治体の連携とは、都道府県間、同一都道府県内の市町村間の連携に限らず、都道府県と複数の市町村、都道府県を跨ぐ市町村間の連

携を含む。

### (実施要件)

- ① 参加自治体等により構成される地域が抱える課題を解決する場（以下「協議会等」という。）を設け、取組の実施方法や効果、地域における課題の共有を図ること。協議会等は、より幅広く当該地域における地域の実情・課題や取組を共有し、地域における今後の取組全般を協議する場とすること。なお、設置にあたり、参加自治体等により構成される既存の会議等の場の活用を妨げるものではない。
- ② 参加自治体による「実質的な協働」（費用、役務の分担）が認められるものであること。単に「関係者が協力して取り組む」とだけ規定され、費用、役務の分担が不明確である取組、又は啓発イベントのチラシをウェブサイトに掲載するのみの取組、若しくは窓口に設置するのみの取組等は「実質的な協働」があるとは認められない。
- ③ 連携は、新たに自治体間連携を開始するものに限らず、既存の自治体間連携を拡大するものや、既存の自治体間連携により新たな分野・事業内容に取り組むものも対象とする。既存の自治体間連携により本事業を実施する際は、これまでの取組から明らかになった課題を解決するための改善策が盛り込まれていること。
- ④ 複数の自治体が連携して取り組むことで、自治体毎に取り組むよりも、より効果的・効率的な取組となることが見込まれること。

### (主な対象経費)

- ・各自治体が負担する事業経費（結婚支援センターの開設など）
  - ・協議会の運営に係る経費（旅費、会議運営費など）
- ※一般メニューにおいて対象となる経費と同基準

### (活用事例)

#### 地域結婚支援重点推進事業

- ・都道府県による結婚支援センター開設と市町村による支所開設
- ・圏域や隣接自治体のマッチングシステムの統合・高度化
- ・ボランティア人材の広域募集、他の支援員との交流によるスキルアップ
- ・地域の魅力を活かした婚活イベントの広域開催
- ・異業種交流における都道府県（業界団体）と市町村（地域企業）の連携

#### 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

- ・結婚や子育ての応援キャンペーンの広域開催
- ・都道府県等の主導により実施するライフプランニング・キャリア形成支援の広域実施



## ②若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等

(令和4年度補正予算 結婚、妊娠、出産、子育てに關かい社会づくり機運醸成事業 重点メニュー - 若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等)

### 重点メニュー (補助率2/3) ②

#### ～若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等～

社会を構成する多様な主体がそれぞれの立場で結婚・子育てを応援していく姿勢を持ち、社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成を図るため、国と地方公共団体が少子化対策の取組を連携して、当事者を含む国民各層へ情報発信等を行う取組。

#### 国と地方が連携した情報発信・啓発活動

- 「家族の日」(11月第3日曜日)や「家族の週間」(家族の日の前後1週間)と連携し、11月に、家族や地域の大切さ等についての理解促進や、結婚・子育てを応援する機運醸成を図る情報発信・啓発活動
- 国が推進する「さんきゅうパパプロジェクト」と連携し、同プロジェクトの周知と、男性の育児休業の取得、家事・育児参画の促進を図る情報発信・啓発活動
- 少子化の進行が地域の社会経済にもたらす影響について、国の調査結果も踏まえた具体的な数値や有識者の意見の紹介等による具体的な提示と、SNSを含む様々な広報手段の効果的な活用により、地域全体の理解を促進する情報発信・啓発活動



- 結婚・子育てにやさしい社会の実現のためには、行政、地域、企業、NPO、様々な世代に属する人など、社会を構成する多様な主体が、それぞれの立場で、結婚・子育てを応援していく姿勢を持ち、社会全体で結婚・子育てを応援する機運を盛り上げることが必要。
- これから結婚・子育てしようとする若い世代が結婚や子どもを生み育てることに前向きなイメージを持てるように、国と地方公共団体が少子化対策の取組を連携して、多様な主体を巻き込みながら、様々な情報発信等を行う取組を重点的に支援。
- ※結婚・子育ての当事者である若い世代に対する特定の価値観の押し付けやプレッシャーを与えないように、若い世代の目線に立った情報発信を心がけること。

【主な対象経費】情報発信のためのイベント開催時の会場賃借料・講師謝金・旅費、広報費用、消耗品費、印刷費用等

### (概要)

社会を構成する多様な主体がそれぞれの立場で結婚・子育てを応援していく姿勢を持ち、社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成を図るため、国と地方公共団体が少子化対策の取組を連携して、当事者を含む国民各層へ情報発信等を行う取組。

### (取組内容)

- (1) 「家族の日」(11月第3日曜日)や「家族の週間」(家族の日の前後1週間)と連携し、11月に、家族や地域の大切さ等についての理解促進や、結婚・子育てを応援する機運醸成を図る情報発信・啓発活動
- (2) 国が推進する「さんきゅうパパプロジェクト」と連携し、同プロジェクトの周知と、男性の育児休業の取得、家事・育児参画の促進を図る情報発信・啓発活動
- (3) 少子化の進行が地域の社会経済にもたらす影響について、国の調査結果も踏まえた具体的な数値や有識者の意見の紹介等による具体的な提示と、SNSを含む様々な広報手段の効果的な活用により、地域全体の理解を促進する情報発信・啓発活動

**(実施要件)**

- ・ 結婚・子育ての当事者である若い世代に対する特定の価値観の押し付けやプレッシャーを与えるものとならないように、若い世代の目線に立った情報発信を心がけること。

**(主な対象経費)**

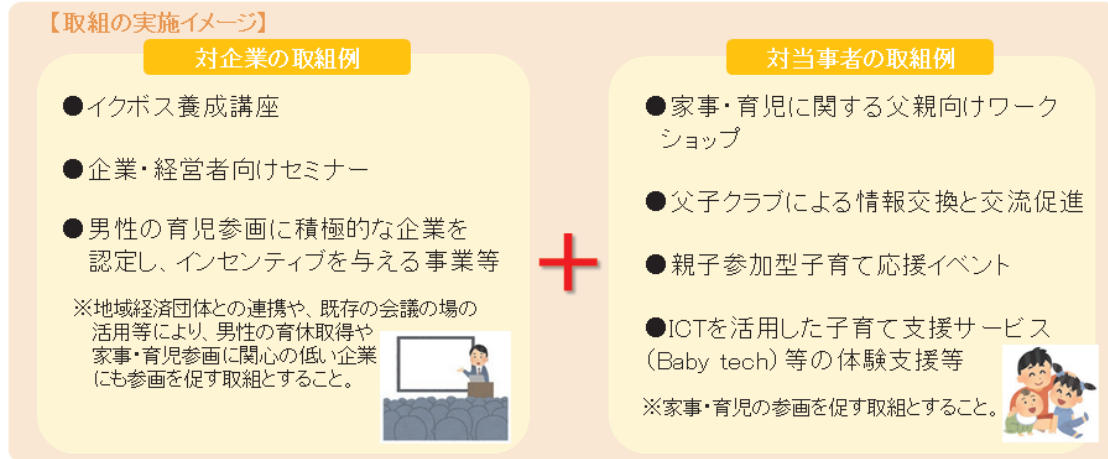
情報発信のためのイベント開催時の会場賃借料・講師謝金・旅費、広報費用、消耗品費、印刷費用等

### ③ 男性の育休取得と家事・育児参画促進

(令和4年度補正予算 結婚・妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 重点メニュー - 男性の育休取得と家事・育児参画促進)

#### 重点メニュー (補助率2/3) ③ ～ 男性の育休取得と家事・育児参画促進～

男性の育休取得や家事・育児参画を促進するため、対企業・対当事者の取組を複合的に実施し、子育てに対する理解を広げる取組。



○男性の育児休業取得については、育児・介護休業法の改正により、2022年10月に男性産産休制度（出生時育児休業）が開始され、2023年4月には従業員千人超の事業主に取得の状況について公表を義務付けるところであるが、実際の取得の促進にあたっては、経営者や職場・上司の理解促進、企業風土の改善といった積極的な意識改革の取組が不可欠であり、当事者においても、「とるだけ育休」となることを防ぐため、家事・育児に対する意識改革や、基本的なスキルの取得が必要となる。

○こうした企業や当事者に対する取組を複合的に実施することで、結婚・妊娠・出産、子育てに温かい職場環境づくりを進めるとともに、男女が協力して家事・育児を行うことの重要性や家庭の大切さについて意識形成を図り、子育てに対する理解を広げる取組を重点的に支援する。

【主な対象経費】セミナー等の講師謝金・旅費・会場賃借料、消耗品費、印刷費用、広報費用等

(団体等の自主的な取組に対する支援を行う場合は) 団体等への補助金(※補助対象となる経費は、交付要綱第3条別表第1に定める「対象経費」と同じもの)

#### (概要)

男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を進め、併せて男性の家事・育児参画を促進するため、企業や当事者に対する機運醸成や意識改革等の取組を複合的に実施する取組。

#### (取組内容)

次に掲げる2つの取組を実施するもの。

- (1) 男性の育児休業取得について、経営者や職場・上司の理解促進、企業風土の改善を行う取組
- (2) 男性・父親の家事・育児に対する意識改革や、基本的なスキルの取得を支援する取組

#### (実施要件)

- ・企業に対する取組については、地域経済団体との連携や既存の会議の場の活用等により、男性の育児休業取得や家事・育児参画に関心の低い企業にも参画を促す取組とすること。
- ・当事者（男性、父親）に対する取組については、「とるだけ育休」となることを防ぐため、当事者の参加により家事・育児に対する意識改革やスキルアップを図るものとする。

**(主な対象経費)**

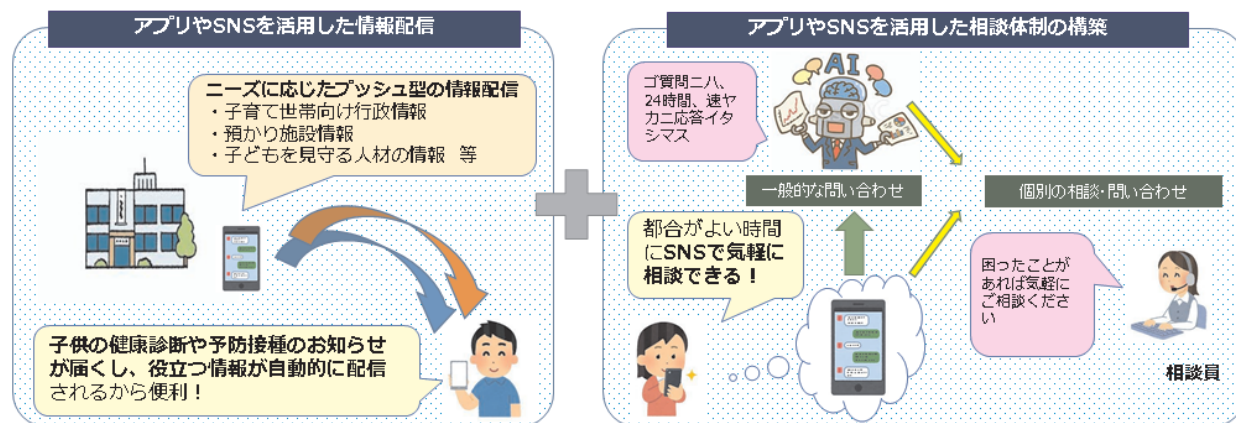
セミナー等の講師謝金・旅費・会場賃借料、消耗品費、印刷費用、広告費用等

## ④子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築

(令和4年度補正予算 結婚・妊娠・出産、子育てに関する社会づくり・機運醸成事業 重点メニュー - 子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築)

### 重点メニュー（補助率2/3）④ ～子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築～

スマートフォンアプリやSNS等を活用し、子育てに関する各種情報配信と、気軽にいつでも悩み等を相談できる体制を構築する取組。



- コロナ禍において子どもや保護者の抱える不安やストレスの軽減を図るため、子育て世代にとって利用しやすい形での情報発信や相談しやすい環境整備が求められるため、スマートフォンアプリやSNSなどのICT媒体を活用して、これらを効率的・効果的に実施する取組を重点的に支援。
- 相談体制の構築にあたりAIの活用を必須とするものではないが、相談者が事前予約せずとも、24時間以内に子育てに関する一般的な疑問や不安を解決できるための工夫や体制整備が必要。
- 相談体制の構築にあたっては、医学的な分野や経済的な分野等の特定の分野に限定することなく、子育てに関する一般的な問い合わせに対応可能な体制を構築することが必要。

【主な対象経費】アプリやSNSの活用に必要な費用、相談員人件費・謝金、広報啓発経費

### (概要)

スマートフォンアプリやSNS等の子育て世代にとって利用しやすい媒体を活用し、子育てに関する各種情報配信及び、気軽にいつでも悩み等を相談できる体制を構築する取組。

### (実施要件)

- ・地域における子育て支援等に関するプッシュ型の情報発信と相談体制の構築の両方の取組を実施すること。
- ・相談体制の構築に際しては、AI等の活用によって、利用者が事前予約せずとも、24時間以内に子育てに関する一般的な疑問や不安を解決できるような体制を構築すること。

### (主な対象経費)

アプリやSNSの活用に必要な費用、相談員人件費・謝金、広報啓発経費等



## ⑤多様な子連れ世帯が外出しやすい環境の整備

(令和4年度補正予算 結婚・妊娠・出産、子育てに備わった社会づくり・機運醸成事業 重点メニュー - 多様な子連れ世帯が外出しやすい環境の整備)

### 重点メニュー(補助率2/3)⑤ ～多様な子連れ世帯が外出しやすい環境の整備～

多様な子連れ世帯が外出しやすい環境を整備し、地域全体で子育てを応援する機運を醸成する取組。



- 休憩場所や授乳・おむつ交換スポットが無い、ベビーカーが周囲に迷惑に思われないか不安、駐車場が遠く安心して乗り降りできない、地域のタクシー会社が妊婦や乳幼児の移動支援を行いたいがノウハウが不足している、子どもを安心して預けられる相手がいないといった、妊婦や子連れ世帯の様々な課題に対応し、地域全体で子育てを応援する取組を重点的に支援。
- 地域全体で取り組むために、連携する機関(自治体、設置場所、商店街、公共交通機関等)で構成される協議会等を設置
- 上記の例に限定されないが、妊婦や子連れ世帯が外出しやすい環境を整備し、地域全体で子育てを応援する機運を醸成する取組を複数実施して面的な拡大に寄与し、かつ、全世帯広報紙等による地域世帯全体への十分な広報(マップの作成による設置場所、空き情報等の情報提供等)を行うことを要件とする。

#### 【主な対象経費】

協議会の運営経費、簡易休憩室・授乳室のリース代、レンタルベビーカーのリース代、専用駐車場の啓発費、電子マップの構築費、広報・印刷費(紙製マップの作成等)、ボランティアの研修費、講演・研修会の開催経費(会場使用料、講師謝金、教材費等)  
※ 施設整備に係る経費や専用・優先レーン・駐車場の設置そのものに係る経費は交付金の対象外であることに留意(事業者負担)

### (概要)

多様な子連れ世帯等の外出・移動支援を行い、地域全体で子育てを応援する機運の醸成を目的に、次に掲げる取組のうち2つ以上のものを実施する取組。

### (取組内容)

次に掲げる取組のうち2つ以上のものを実施するもの。

- ア 簡易休憩室、授乳室の設置
- イ レンタルベビーカーのシェアリング
- ウ 妊婦や子連れ専用・優先レーンの設置促進
- エ 妊婦や子連れ専用・優先のエレベーターや駐車場の設置促進
- オ 妊婦・子育てタクシーの研修会開催
- カ 地域の子育てボランティアの研修会開催
- キ その他、地域の実情に応じた妊婦・子連れ世帯の外出・移動支援の取組

### (実施要件)

- ・ 設置場所や空き情報等を表示したマップの構築・作成等により、地域世帯全体を対象とした情報提供及び十分な広報を行うこと。

- ・子育て世帯の外出・移動支援に地域全体で取り組み、地域全体で子育てを応援する機運の醸成を図るため、取組に関係する機関（自治体、商店街、小売店舗、施設設置者、公共交通機関など）により地域が抱える課題を解決する場（以下「協議会等」という）を設け、取組の実施方法や効果、地域における課題の共有を図ること。協議会等は、多様な子連れ世帯等の外出・移動支援に関し、地域の実情・課題や取組を共有し、今後の取組全般を協議する場とすること。なお、設置にあたり、既存の会議等の場の活用を妨げるものではない。

#### （主な対象経費）

- ・ 協議会の運営経費
  - ・ 簡易休憩室・授乳室のリース代
  - ・ レンタルベビーカーのリース代
  - ・ 専用駐車場の啓発費
  - ・ ボランティアの研修費
  - ・ 講演・研修会の開催経費（会場使用料、講師謝金、教材費等）
  - ・ 電子マップの構築費、広報・印刷費（紙製マップの作成等）
- ※ 施設整備に係る経費や専用・優先レーン・駐車場の設置そのものに係る経費は対象外（事業者負担）

## ⑥多様な働き方の実践モデルの取組

(令和4年度補正予算 結婚・妊娠・出産、子育てに優しい社会づくり・機運醸成事業 重点メニュー - 多様な働き方の実践モデルの取組)

### 重点メニュー（補助率2/3）⑥ ～多様な働き方の実践モデルの取組～

子育てと仕事の両立やワーク・ライフ・バランス等の観点から、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワーク等をモデル事業として実践し、多様な働き方の選択肢の一つとして地域の企業や子育て世帯と共有し、普及させる取組。

子連れテレワーク	子連れコワーキング	子連れ出勤
乳幼児等の子育てをしながら在宅で仕事をする「子連れテレワーク」の仕組みを企業が実践し普及させる取組	子どもの居場所と、親が子どもを見ながら仕事ができる環境を提供する「子連れコワーキングスペース」を地域に設置し普及させる取組	子連れで出勤し、子どものそばで働く「子連れ出勤」という働き方の受け入れ環境の整備を企業が実践し普及させる取組
<b>STEP1</b> 子連れテレワーク制度の導入を試行する企業等を選定 <b>STEP2</b> テレワークが実施可能な通信環境、ルールづくり等の実施体制の整備 <b>STEP3</b> 子連れテレワークのモデル実施 <b>STEP4</b> マニュアルの作成やセミナーの開催等による他の企業へのモデルの普及	<b>STEP1</b> 子連れコワーキングスペースの運営企業・団体を選定 <b>STEP2</b> コワーキングスペースの環境整備 <b>STEP3</b> 子連れコワーキングのモデル実施 <b>STEP4</b> 新たな働き方として広く紹介する取組や、マニュアル作成等による他の地域へのモデルの普及	<b>STEP1</b> 子連れ出勤を試行する企業等を募集・選定 <b>STEP2</b> 社内のルールづくりや社員の理解促進、執務室の環境整備 <b>STEP3</b> 子連れ出勤のモデル実施 <b>STEP4</b> 地域の経営者・従業員に対するセミナーの開催等によるモデルの普及

○子育てと仕事の両立や、ワーク・ライフ・バランス等の観点から、時間や場所を有効に活用できる多様な柔軟な働き方の普及促進を図り、子育て中の働き方の選択肢の一つとして広めることにより、地域全体で子育てに優しい職場環境づくりの機運を醸成する取組を重点的に支援。  
 ○一定期間、こうした多様な働き方をモデル実施した上で、地域における普及促進を図る。

【主な対象経費】 企業等の選定に要する費用、実施体制構築にかかるコンサルタント費用、モデル実施にかかる機器のリース費用・通信費用・コワーキングスペースの賃借費用・保険料、セミナー等の講師謝金・旅費・会場賃借料、消耗品費、印刷費用、広報費用等

### (概要)

子育てと仕事の両立やワーク・ライフ・バランス等の観点から、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の普及促進を図るため、地域において次に掲げる取組をモデル事業として実施する取組。

### (取組内容)

- (1) 子連れテレワークの支援
- (2) 子連れコワーキングスペースの導入
- (3) 子連れ出勤の支援

### (実施要件)

- ・多様な働き方を新たに実践する企業や地域を選定した取組であること。
- ・多様な働き方実践のための環境整備に対して支援を行うこと。
- ・取組の実施を踏まえ、マニュアルの作成やセミナー等の開催及びSNS等での発信により、他の企業や地域における取組の普及を促進するものとする。

### (主な対象経費)

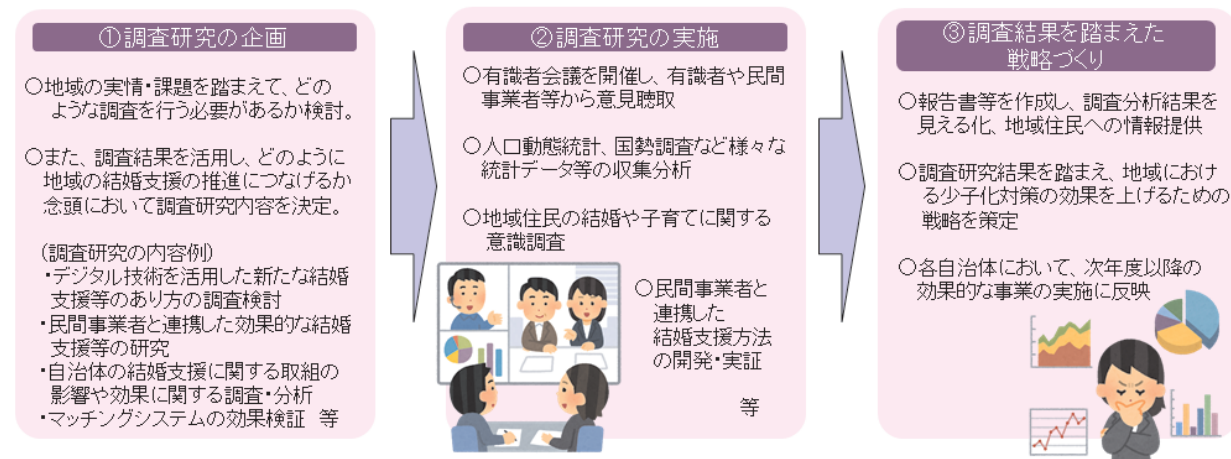
企業等の選定に要する費用、実施体制構築にかかるコンサルタント費用、モデル実施にかかる機器のリース費用 等

## ⑦ ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

(令和4年度補正予算 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業 重点メニュー - ICT活用・官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究)

### 重点メニュー（補助率2/3）⑦ ～ICT活用・官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究～

○コロナ禍で婚姻数や出生数が過去最少となる中、地域の实情に応じてこれまで行ってきた結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組等について、その影響や効果を再点検し、次年度以降の効果的な事業の実施につなげる取組。



○コロナ禍において大きく減少した婚姻数等について、その原因やこれまでの取組の影響や効果を把握し新たな戦略づくり等を行うことは、地域における効果的な少子化対策を迅速に進めるために重要であり、重点的に支援。  
○分析結果の見える化等を通じて、民間事業者との連携をはじめとした、より効果的な少子化対策の実施を支援。

【主な対象経費】 有識者への謝金、データ分析に係る費用、アンケート調査費用、報告書作成費用 等

### (概要)

地域の实情に応じてこれまで行ってきた結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組等の少子化対策の取組について、その影響や効果を再点検し、次年度以降の効果的な事業の実施につなげる取組。

### (実施要件)

- ・地域の实情・課題を踏まえて、どのような調査を行う必要があるか検討するとともに、調査結果を活用して、どのように地域の結婚支援等の推進につなげるか念頭において調査研究内容を決定すること。
- ・調査分析結果の見える化のため、報告書等を作成し、地域住民へ情報提供するとともに、調査研究結果を踏まえ、地域における少子化対策の効果を上げるための戦略を策定するなど、次年度以降の効果的な事業の実施に反映させること。

### (主な対象経費)

有識者への謝金、データ分析に係る費用、アンケート調査費用、報告書作成費用 等



## 4 結婚新生活支援事業

(令和5年度当初予算・令和4年度補正予算 結婚新生活支援事業)

### 結婚新生活支援事業について

#### 事業背景

- 少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているが、各種調査結果によれば、結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が挙げられている。
- 少子化の要因や課題には地域差があり、住民に身近な存在である地方公共団体が実施する、地域の実情に応じた取組を支援する必要がある。
- このことから平成28年度より、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する地方公共団体を対象に、国が支援額の一部を補助している。

#### 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)

- ・実効性のある少子化対策を進めるため、住民に身近な存在である地方公共団体が、地域の実情に応じ、結婚、妊娠・出産、子育てしやすい環境の整備に取り組み、国がそのような地方公共団体の取組を支援する
- ・地方公共団体が実施する新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係る取組を支援する

#### 都道府県主導型市町村連携コース

総合的な結婚支援に取り組む都道府県が主導し、自治体間連携の促進により本事業を実施する市区町村の割合を面的に拡大する取組を重点的に支援。

- 補助対象 : 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅借借費用並びに引越費用
- 対象世帯 : 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得**500万円未満**  
(事業実施自治体は、地域の実情に応じて年齢要件、世帯所得要件を設定可)
- 補助上限額 : 夫婦ともに29歳以下：60万円、左記以外：30万円 (いずれも1世帯当たり) (※)  
(事業実施自治体は、地域の実情に応じて補助上限額を設定可)  
結婚祝い金(現金)や金券等の支給、地域優良住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については対象外
- 補助率 : 2/3
- 実施要件 : ①都道府県が中心となり、本事業を実施する市区町村を面的に拡大する計画を策定、内閣府において審査。  
②事業拡大方策、今後の地域の取組推進に係る連携方策及び地域の実情・課題や取組を共有、議論するための協議会等を設置。  
(協議会等は管内全市区町村で構成するが、圏域単位としたブロック会議による設置も可)  
③都道府県が地域少子化対策重点推進交付金を活用して、結婚支援に関する重点メニューから1事業及び機運醸成に関する重点メニュー又は「結婚支援コンシェルジュ事業」から1事業(計2事業)を実施し、当該事業実施自治体との連携により実効性のある結婚支援を推進  
④事業実施期間中は適宜課題の抽出等を行うとともに、内閣府としてフォローアップを実施。

#### 一般コース

- 補助率 : 1/2  
補助対象、対象世帯、補助上限額は上記連携コースと同じ

(※)前年度補助上限額未満の支給世帯に対しては、前年度の補助上限額を限度に差額を継続して補助可(全コース)

### ○概要

新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助するもの。

### ○留意点

- ・新婚世帯に補助金を交付する事業のため、実施自治体においては補助要綱を作成することが必要。
- ・本事業は少子化対策(経済的不安の軽減)を目的としていることから、補助要綱の主目的が「移住・定住促進」となっている場合には対象外。
- ・地方自治体において、独自に要件緩和/厳格化や補助上限額の引き上げ/引き下げを行うことが可能。  
(要件緩和・補助上限額引き上げ分については一般財源で対応)
- ・実績報告時に受給世帯の属性(夫婦の年齢、所得等)を含む交付実績の提出を求めるため、必要な情報の把握に努めること。

### ○アンケートの実施

- ・所定の様式に基づき、受給者に対しアンケートの協力を依頼すること。  
なお、実施に当たって電子申請等オンラインによる実施も可とする。



### 3. 交付金活用の実務

#### (1) ステップアップの考え方

##### <ステップアップの定義>

○本交付金におけるステップアップとは、地域の実情・課題を踏まえ、これまでの取組の中で浮かび上がった課題に対応して、取組を拡充・深化させたり、工夫・見直しを行ったりすることを指す。

※課題に対応した取組を行うことがポイントとなるため、必ずしも新たな要素を加えたり、規模を拡大したりすることだけを指すものではなく、取組を重点化（選択と集中）するための規模の縮小や運営上の工夫を加えることもステップアップと認められる場合がある。

○過年度からの継続事業については、ステップアップをすることが採択の要件となる。

※過年度の事業で浮かび上がった課題の分析やそれに対する取組（ステップアップ）が見られないものは不採択となる。

※結婚新生活支援事業については、本資料に記載している事業内容のステップアップに代えて、KPIの計画値を事業の継続年数に応じて上げる必要がある。

##### <ステップアップの目的>

○ステップアップの目的は、自治体が、過年度に浮かび上がった課題に対応し、当該事業をより良い形に改善することで、事業の計画→実施→検証→改善というPDCAサイクルの好循環を促し、限られた財源の中、少子化対策の取組の効果を最大限高めることにある。

#### (2) 恒常的運営経費に係る3年ルール

自治体における取組を自立的に発展させるため、自治体の結婚支援センターの運営費（人件費、設備管理費、賃借料、マッチングシステム維持費等）を除き、人件費、システム維持費等の経費が恒常的に発生する事業（例：結婚や子育てに関する情報提供などを行うポータルサイト・アプリ等の運営費）については、地域の実情や課題に対応して取組をステップアップすることを条件に、**設置後3か年度を限度として従前からの運営費も交付金の対象\***とする。

※設置時に交付金を活用しているか否かを問わず、設置から3か年度が限度。

※設置3か年度経過後は、ステップアップに関連した部分のみ交付金対象。

### (3) 結婚支援センターの設置運営指針への準拠

---

- 自治体の結婚支援センターが取組の主体となる事業については、当該結婚支援センターが「地域少子化対策重点推進事業における結婚支援センターの設置運営指針」（令和3年3月25日内閣府子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当）決定）を満たす場合に限り交付対象となる。
- 自治体は、交付申請及び実績報告書類提出に際し自己点検を行い、「結婚支援センターの設置運営指針チェックリスト」に結果を記入の上、提出が必要。

### (4) 交付決定後の申請内容の変更

---

#### <事前相談必須>

- 交付決定後に申請内容を変更（実施期間の変更を含む）する場合は、必ず事前相談をされたい。

※事前相談なく申請内容を変更されたことが実績報告（額の確定）時に発覚した場合、交付金が支給できなくなる可能性がある。

- 原則として変更交付申請が必要だが、変更の内容が「軽微な変更」に該当する場合に限り、変更交付申請は不要（交付要綱第8条）。
- 「軽微な変更」に該当するか否かは、内閣府との協議の上決定する。

< 「軽微な変更」の考え方 >

- 「軽微な変更」に該当するのは、事業費の総額の「経費の配分」又は「補助事業等の内容」を変更する場合に以下の①～③の基準を全て満たす場合に限られる。

<p>経費の配分を変更する場合</p>	<p>① 経費の目的を実質的に変更するものではない場合                  ② 経費の配分の変更が経費使用の効率化に貢献するものであり、補助目的の達成に何らの支障がないと認められる場合                  ③ 種目別配分の固定化がかえって経費の能率的な使用を妨げるおそれがあり、かつ、補助事業者等の創意に基づく配分の変更を認めても補助目的の達成に支障がないものと認められる場合</p> <p>※事業間の経費の流用は、個別事業間の流用額が流用前の交付決定額の20%以内である場合に限る。                  (→Q &amp; A Q20「計画の変更と変更申請手続き」参照)</p>
<p>補助事業等の内容を変更する場合</p>	<p>① 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合                  ② 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合                  ③ 補助目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部の変更である場合</p>

★ポイント★

- 「軽微な変更」に該当するかの判断の際には、特に

- ・ 交付決定金額
- ・ セミナー・イベント等の実施回数
- ・ 新たな費目の追加
- ・ 前年度からのステップアップ部分
- ・ KPI に関わる部分

についての変更かどうかを確認している。

- 申請内容の変更を検討する場合は、必ず事前相談されたい。

## (5) 財産処分について

---

### <事前に内閣総理大臣の承認が必要>

- 交付金を活用して取得した財産については、処分を制限しているところであり（交付要綱第18条）、耐用年数を満了せず財産を処分しようとする時は、「あらかじめ（中略）内閣総理大臣の承認を受けなければならない」と規定している（同条第3項）。

### ○耐用年数について

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を参照されたい（同条第2項）。

### <残存価格の返還>

- 耐用年数満了前に処分した財産については、内閣総理大臣の承認の後、残存価額を国庫に返還していただく必要がある（同条第4項）。

### <これらを踏まえた留意点>

#### ○取得前の検討

交付金を活用して財産（特にポータルサイトやアプリといったソフトウェア）を取得しようとするときは、耐用年数を満了できる内容であるか、取得前に十分に検討されたい。

#### ○内閣府への事前相談

地域の実情等により、やむを得ず取得した財産を処分しようとする場合は、財産処分を検討する段階で必ず内閣府に相談されたい。各自治体の状況を詳細に伺った上で、財産処分に該当するか否かも含めて検討させていただく。

## (6) 交付申請・交付決定、変更交付申請・変更交付決定、額の確定の流れ

### <交付申請・交付決定>

- ・翌年度実施する事業について、都道府県知事から交付申請を受け、内閣総理大臣が交付決定を行う。
- ・交付申請は3月中旬、交付決定は原則として4月1日以降。
- ・交付申請の前に、事前協議（1月～）の上審査結果をお示しする（2月～）。

① 事前協議	
概要	作成した実施計画について都道府県と内閣府との間で協議を行う。 必要に応じてメール・電話で計画内容について質問・確認させていただき、場合によっては修正をお願いすることもあり得る。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式1-1（所要額調）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式1-2（実施計画総括表）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式2-1（実施計画書 個票）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式2-2（積算内訳書） （結婚新生活支援事業は不要）</li> <li>・ 別紙 結婚支援センターの運営費内訳 （結婚支援センターの運営費について申請する場合）</li> <li>・ 個票（様式2-2）記載金額についての根拠資料</li> <li>・ 補助事業についての補助要綱等（案） （結婚新生活支援事業を含む補助事業を実施する場合）</li> <li>・ 予算時期調査</li> <li>・ 計画協議チェックリスト</li> </ul>
提出先	子ども・子育て本部（少子化対策担当） syousika.koufukin1@cfa.go.jp ※ <u>電子媒体のみで可</u> ※ <u>上記宛にメールにて送付</u>
標準処理期間（目安）	例年1月下旬～2月下旬（実施計画提出～事務局審査） ※計画内容によっては1か月以上かかることもあり得る



② 審査	
概要	実施計画について、事務局審査を行う。 有識者審査を要する事業については、有識者審査も併せて行う。
標準処理期間(目安)	2月下旬～3月上旬(事務局審査～審査結果通知)

③ 交付申請(都道府県知事→内閣総理大臣)	
概要	審査を通過した実施計画を基に、交付申請を行う。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式1-1(所要額調)</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式1-2(実施計画総括表)</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式2-1(実施計画書 個票)</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式2-2(積算内訳書) (結婚新生活支援事業は不要)</li> <li>・ 別紙 結婚支援センターの運営費内訳 (結婚支援センターの運営費について申請する場合)</li> <li>・ 個票(様式2-2)記載金額についての根拠資料</li> <li>・ 補助事業についての補助要綱等(案) (結婚新生活支援事業を含む補助事業を実施する場合)</li> <li>・ 歳入歳出予算書(見込書)抄本</li> </ul>
提出先	子ども・子育て本部(少子化対策担当) syousika.koufukin1@cfa.go.jp ※ <u>電子媒体のみ</u> で可 ※ <u>上記宛にメールにて送付</u>
標準処理期間(目安)	3月上旬～3月中旬(審査結果通知～交付申請)

④ 交付決定(内閣総理大臣→都道府県知事)	
概要	交付申請に基づき、交付決定を行う。
発出書類	交付要綱 別紙様式第2
標準所要期間(目安)	3月中旬～(交付申請) 原則4月1日以降(交付決定)

<変更交付申請・変更交付決定>

- ・既に交付決定された内容を変更する場合、又は追加で交付申請をする場合は、都道府県知事から変更交付申請を受け、内閣総理大臣が変更交付決定を行う。
- ・変更交付申請・変更交付決定は、随時行う。
- ・変更交付申請の前に、事前協議の上審査結果をお示しする。

① 事前協議	
概要	作成した実施計画について都道府県と内閣府との間で協議を行う。 必要に応じてメール・電話で計画内容について質問・確認させていただき、場合によっては修正をお願いすることもあり得る。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式1-1 (所要額調)</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式1-2 (実施計画総括表)</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式2-1 (実施計画書 個票)</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第1 様式2-2 (積算内訳書) (結婚新生活支援事業は不要)</li> <li>・ 別紙 結婚支援センターの運営費内訳 (結婚支援センターの運営費について申請する場合)</li> <li>・ 個票(様式2-2)記載金額についての根拠資料</li> <li>・ 補助事業についての補助要綱等(案) (結婚新生活支援事業を含む補助事業を実施する場合)</li> <li>・ 予算時期調査</li> </ul>
提出先	子ども・子育て本部(少子化対策担当) syousika.koufukin1@cfa.go.jp ※ <u>電子媒体のみで可</u> ※ <u>上記宛にメールにて送付</u>
標準処理期間(目安)	2週間(実施計画提出～事務局審査) ※計画内容によっては2週間以上かかることもあり得る

② 審査	
概要	実施計画について、事務局審査を行う。 有識者審査を要する事業については、有識者審査も併せて行う。
標準処理期間(目安)	随時(事務局審査～審査結果通知)

③変更交付申請（都道府県知事→内閣総理大臣）	
概要	審査を通過した実施計画を基に、交付申請を行う。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付要綱 別紙様式第 4</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第 1 様式 1－1（所要額調）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第 1 様式 1－2（実施計画総括表）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第 1 様式 2－1（実施計画書 個票）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第 1 様式 2－2（積算内訳書） （結婚新生活支援事業は不要）</li> <li>・ 別紙 結婚支援センターの運営費内訳 （結婚支援センターの運営費について申請する場合）</li> <li>・ 個票（様式 2－2）記載金額についての根拠資料</li> <li>・ 補助事業についての補助要綱等（案） （結婚新生活支援事業を含む補助事業を実施する場合）</li> <li>・ 歳入歳出予算書（見込書）抄本</li> </ul>
提出先	子ども・子育て本部（少子化対策担当） syousika.koufukin1@cfa.go.jp ※ <u>電子媒体のみで可</u> ※ <u>上記宛にメールにて送付</u>
標準処理 期間（目安）	随時（審査結果通知～交付申請）

④変更交付決定（内閣総理大臣→都道府県知事）	
概要	交付申請に基づき、交付決定を行う。
発出書類	地域少子化対策重点推進交付金変更交付決定通知書
標準所要 期間（目安）	随時（交付申請～交付決定）

<実績報告・額の確定>

- ・事業終了後、都道府県知事から実績報告を受け、内閣総理大臣が額の確定を行う。
- ・確定した額については、事業実施年度の翌年度4月末までに、都道府県に対して支払う。

①実績報告（都道府県知事→内閣総理大臣）	
概要	事業実績を内閣府に提出する。 必要に応じて、実績金額について質問・確認させていただき、場合によっては修正をお願いすることもあり得る。
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付要綱 別紙様式第8</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第8 様式1-1（精算書）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第8 様式1-2（実施報告総括表）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第8 様式2-1（実施報告書 個票）</li> <li>・ 交付要綱 別紙様式第8 様式2-2（支給実績内訳書） （結婚新生活支援事業は不要）</li> <li>・ 別紙 結婚支援センターの運営費内訳 （結婚支援センターの運営費について申請する場合）</li> <li>・ 結婚新生活支援事業交付実績一覧（実施自治体のみ）</li> <li>・ 歳入歳出決算書（見込書）抄本</li> <li>・ 補助事業についての補助要綱等 （結婚新生活支援事業を含む補助事業を実施している場合）</li> <li>・ 額の確定通知の写し（市町村に交付決定している場合や、企業・団体等が補助事業を実施している場合）</li> <li>・ 交付決定通知書の写し（内閣府から最後に交付決定を受けた際の交付決定通知書の写し）</li> <li>・ 実績報告チェックリスト</li> </ul>
提出先	子ども・子育て本部（少子化対策担当） syousika.koufukin1@cfa.go.jp ※ <u>電子媒体のみで可</u> ※ <u>上記宛にメールにて送付</u>
標準処理期間（目安）	3月下旬～4月下旬

②額の確定（内閣総理大臣→都道府県知事）、確定額の支払	
概要	実績報告に基づき額の確定を行い、確定額を支払う。
発出書類	交付要綱 別紙様式第9

標準所要 期間(目安)	4月下旬(額の確定通知)、4月末(確定額の支払) ※支払名義は「ナイカクフダイジンカンボウ」
----------------	---



(7) 実施計画書（交付申請） 記載要領

1. 地域少子化対策重点推進交付金実施計画書個票

交付要綱 別紙様式第1 様式2—1

事業メニュー・区分 ・関連事業メニュー	事業内容に応じて、プルダウンから選択
個別事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「少子化対策」が目的であることが明確であり、かつ事業内容を端的に示すものとなっているか</li> <li>・価値観の押し付けと受け止められかねない名称となっていないか</li> <li>・性別役割分担意識に基づく名称となっていないか</li> </ul>
実施期間	原則として「交付決定日～令和6年3月31日」
事業開始年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続事業の場合のみ記載</li> <li>・一般財源での実施も含めた事業開始年度を記載。</li> </ul>
対象経費支出予定額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額（補助率を乗じる前の額）を円単位で記載</li> </ul>
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体における少子化対策の全体像に触れた上で、「地域における実情及び課題」「本個別事業の位置付け」をそれぞれ記載</li> </ul> <p>○地域における実情及び課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化対策に関連した各自治体における計画（総合計画、総合戦略、次世代育成計画等）や、実施してきた取組に触れて、これまでの自治体における少子化対策の全体像を記載</li> <li>・これまでの少子化対策に対する効果検証から浮かび上がった実情及び課題を記載</li> <li>・産業の特色など、少子化に結び付く地域独自の要因があれば、それらについても記載</li> <li>・可能な限り具体的なデータを盛り込むこと</li> </ul> <p>○本個別事業の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情及び課題を踏まえ、自治体において、これから展開する少子化対策の全体像を記載</li> <li>・少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを記載</li> <li>・課題に対応するための個別事業であることが分かるような記載ぶりとする。</li> </ul>

	<p>&lt;地域少子化対策重点推進事業&gt;</p> <p>○本個別事業における現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業については、記載不要</li> <li>・継続事業については、これまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題について記載</li> </ul> <p>※結婚新生活支援事業においては記載不要</p> <p>○課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業は地域の実情及び課題に、継続事業は個別事業における現状と課題に対応した取組であることがわかるように記載</li> <li>※事業の手法やターゲット等が課題解決につながるという点を明確に記載</li> <li>※継続事業については、過年度のK P Iの達成状況等の検証結果（達成状況が芳しくない場合は、原因分析と改善策）を踏まえ、必要な対応がなされているか</li> <li>※実施要領の「6 事業実施に当たっての留意点」に留意した取組となっているか、性別役割分担意識に基づく考え方など特定の価値観に偏った事業内容となっていないか、に注意</li> <li>※企業の人事担当者が従業員の婚活イベント・セミナー等への参加状況について、把握可能な仕組みとなっていないか。（把握可能な仕組みは不可）</li> </ul> <p>※結婚新生活支援事業においては記載不要</p>
	<p>○取組内容説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー、イベント等の場合、費用対効果（一人当たりコスト）を確認するため、必ず参加予定人数を記載</li> <li>・広報の場合、①広報の目的、②訴求対象者（ターゲット）、③当該広報媒体の選定理由、④広告スペースや掲載回数についても記載（Q&amp;A Q36）。</li> <li>・結婚支援コンシェルジュ事業の場合、①配置先、②雇用形態、③配置人数、④人数の考え方を必ず記載</li> <li>・継続事業については、ステップアップ部分に下線（文字に色を付けるのではなく下線を引くこと）。</li> </ul>

<p>個別事業の内容</p>	<p>○次年度以降に向けた事業の方向性  ※本事業を来年度以降どのように展開するかを記載</p> <p>○事業内容を検討する上で参考とした既存事業  「〇〇県〇〇市 △△事業」のように記載</p> <p>&lt;結婚新生活支援事業&gt;</p> <p>○①新規世帯見込については、継続補助分を除いた本年度の見込世帯数を記載し、②継続補助見込については、前年度補助上限額未満の支給世帯の継続補助の実施有無、見込世帯数及び対象経費支出予定額を記載</p> <p>○積算根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度から引き続き事業を実施する自治体は(例1)または(例2)により積算</li> <li>・新規に事業を実施する自治体は(例2)または(例3)により積算</li> </ul> <p>※対象世帯数の積算は、過去の交付実績及び第三者の目から見て、「夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ夫婦の合計所得500万円未満の婚姻世帯数」の積算として適切かという観点に基づき審査する</p> <p>※要件緩和分については一般財源で対応されたい</p> <p>○継続事業については、令和4年度に交付決定されている申請見込世帯数または令和4年12月時点における申請実績世帯数を記載</p> <p>○広報について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず記載すること</li> </ul> <p>※より効果的な事業を実施するため、各種関係団体等と連携し、事業の広報を積極的に行うこと</p> <p>※チラシ等については、配架先・枚数の計画をできるだけ具体的に記載</p>
----------------	--

<p>少子化対策全体の重要業績評価指標 (KPI) 及び定量的成果目標</p>	<p>少子化対策に関連した各自治体における計画（総合計画、総合戦略、次世代育成計画等）で設定している KPI のうち、本個別事業に関連したものを記載</p>
<p>参考指標</p>	<p>合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率の直近の数値を記載</p>
<p>個別事業の重要業績評価指標 (KPI) 及び定量的成果目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KPI 設定例を参照の上設定されたい （◎の指標は必ず設定）</li> <li>・ 設定する際に考慮した数値（前年度末実績値等）があれば、併せて記載</li> <li>・ アウトプット、アウトカムは両方設定</li> <li>・ 事業実施年度末における KPI を設定</li> <li>・ KPI は、審査に当たって重要な部分となるので、KPI 設定例を参考に、地域の実情と課題との関係も考慮の上、達成予定時期も含めて十分に検討されたい。</li> </ul> <p>※地域の実情、課題を踏まえ、この課題の解決に向けての進捗を計測するものとして適切な指標をいう。事業目的の達成度が数値で測れるようなものを設定いただきたい</p> <p>※婚姻数、カップル成立数等の KPI の設定については、必須とするものではない。</p> <p>&lt;参考指標&gt;</p> <p>※地域の実情に応じた指標を設定してください。</p> <p>※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。</p>
<p>他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法</p>	<p>他の都道府県や市町村との連携のもと実施する場合、具体的な方法を記載</p> <p>※自治体間連携を要件とする事業を実施する場合は必須</p>
<p>民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法</p>	<p>民間事業者との連携のもと実施する場合、具体的な方法を記載</p> <p>※結婚新生活支援事業における広報の取組については、できる限り都道府県及び民間事業者と連携して実施</p>

## 2. 積算内訳書

交付要綱 別紙様式第1 様式2—2

<p>本個別事業に要する費用及びその内訳</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個票のどの取組に対応した経費が分かるように記載（費目ごとの留意事項については、Q&amp;A 参照）。</li> <li>・ 取組ごとの小計を記載</li> </ul> <p>※委託料については、内訳を明記の上、見積書等の根拠書類を添付</p> <p>※「企画運営費」や「企画調整費」については、具体的な経費が分かるように内訳及び積算根拠を記載</p> <p>※結婚支援センターの運営費については、「別紙 結婚支援センターの運営費内訳」に記載した数値を経費区分ごとに転記</p>
--------------------------	--

### （8）実施計画書（変更交付申請） 記載要領

※基本的な記載要領は交付申請時と同様。

本資料では、交付申請時と異なる点について記載。

#### 1. 地域少子化対策重点推進交付金実施計画書個票

交付要綱 別紙様式第1 様式2—1

実施期間	原則として、「交付決定日～令和6年3月31日」としてください。
対象経費支出予定額	変更（増額／減額）した場合は下線
個別事業の内容	<p>&lt;地域少子化対策重点推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付決定済の個票の内容を変更する場合は、変更箇所の下線（ステップアップ部分の変更箇所は二重下線）</li> <li>・ 変更理由について簡潔に記載</li> </ul> <p>&lt;結婚新生活支援事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更（増額／減額）部分の積算が分かるように記載</li> <li>・ 変更（増額／減額）理由について簡潔に記載</li> </ul>
個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標（注）の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容に応じて、必要であればアウトプット・アウトカムの数値を変更してください</li> <li>・ 変更箇所には下線</li> </ul>

## 2. 積算内訳書

交付要綱 別紙様式第 1 様式 2 — 2

本個別事業に要する費用及びその内訳	・交付決定済の積算内訳書の内容を変更する場合は、変更箇所を下線
-------------------	---------------------------------

### (9) 実施報告書（実績報告） 記載要領

#### 1. 地域少子化対策重点推進交付金実施報告書個票

交付要綱 別紙様式第 8 様式 2 — 1

事業メニュー・区分 ・関連事業メニュー ・個別事業名	交付決定時と同じ内容を記載
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始期：交付決定を受けた日 ※「交付決定日」ではなく具体的な年月日を記載</li> <li>※変更交付決定を受けた場合でも、最初に交付決定した日を記載</li> <li>・終期：事業終了日</li> </ul>
交付決定額	交付決定時の対象経費支出予定額を円単位で記載
対象経費支出額	本交付金の対象外経費を除いた対象経費実支出額（補助率を乗じる前の額）を円単位で記載
個別事業の実績	<p>&lt;地域少子化対策重点推進事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業全体の概要を記載</li> <li>・取組ごとの実施回数、実施時期、参加者数、要した経費を記載</li> <li>・委託事業の場合、委託契約日・委託先を記載</li> <li>・情報サイト、HP作成事業の場合、サイト URL を記載</li> <li>・文末は「過去形」「過去完了形」とすること</li> </ul> <p>&lt;結婚新生活支援事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広報について</li> <li>※必ず記載。</li> <li>※チラシ等については、配架先、枚数等の実績をできるだけ具体的に記載。</li> </ul> <p>○実績内訳について</p> <p>様式 結婚新生活支援事業交付実績一覧を別途提出</p>



他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法	文末は「過去形」「過去完了形」とすること
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法	文末は「過去形」「過去完了形」とすること
委託契約の有無及び契約方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約の有無及び有の場合には契約方式を記載すること。</li> <li>・競争性のない随意契約による契約の場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること。</li> </ul> <p>※地域少子化対策重点推進事業のみ記載</p>

## 2. 支給実績内訳書

### 交付要綱 別紙様式第8 様式2—2

本個別事業に要した費用及びその内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個票のどの取組に対応した経費が分かるように記載</li> </ul> <p>※委託料については、本交付金の対象外経費が含まれていないことが分かるよう、記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績額には、実際に要した額を記載すること。</li> <li>・計画額には、各項目の交付決定時の計画額について、交付対象外経費を除いた額を記載すること。</li> </ul>
-------------------	--

地域少子化対策重点推進交付金 KPI設定例(1.地域結婚支援、2.コンシェルジュ)

Table with 4 columns: 取組例, 1. 地域結婚支援重点推進事業, 取組例, 1. 地域結婚支援重点推進事業. It lists various activities like '共通(必須)', '結婚支援センター', '婚活イベント', and '異業種交流セミナー' with their respective KPIs.

◎:必須項目

地域少子化対策重点推進交付金 KPI設定例(3.機運醸成、4.新生活)

Table with 4 columns: 取組例, 3. 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会作り機運醸成事業, 取組例, 3. 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会作り機運醸成事業. It lists activities like '講演会・研修会', '地域資源を活用した情報発信', 'アプリ・SNS', and '外出・移動支援' with their respective KPIs.

◎:必須項目

## 4. 記載例

### (1) 交付申請書類の記載例

別紙様式第1

※補正予算分についても同様に記載

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県名、知事名を記載

●●都道府県知事 ■■ ■■

#### 地域少子化対策重点推進交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

交付金所要額の合計を記載

1 交付申請額

金	千円
都道府県事業 金	千円
市町村事業 金	千円

内訳

#### 2 添付書類

- (1) 地域少子化対策重点推進交付金所要額調（様式1-1）
- (2) 地域少子化対策重点推進交付金実施計画総括表（様式1-2）
- (3) 地域少子化対策重点推進交付金実施計画書個票（様式2-1）
- (4) 地域少子化対策重点推進交付金積算内訳書（様式2-2）
- (5) 歳入歳出予算書（見込書）抄本

地域少子化対策重点推進交付金(令和5年度実施事業)所要額調

都道府県名

A県

自治体名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 C(A-B)	対象経費支出予定額 D	算定基礎額 E	基準額 F	交付金所要額 G	備考
	円	円	円	円	円	円	円	
<b>1. 都道府県事業</b>	8,850,000	0	8,850,000	8,800,000	5,183,333		5,183,333	
令和5年度当初	2,050,000	0	2,050,000	2,000,000	1,333,333		1,333,333	
地域少子化対策重点推進事業 補助率2/3のもの	2,050,000	0	2,050,000	2,000,000	1,333,333	66,666,000	1,333,333	
結婚新生活支援 補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	
令和4年度第2次補正	6,800,000	0	6,800,000	6,800,000	3,850,000		3,850,000	
地域少子化対策重点推進事業 補助率3/4のもの	1,800,000	0	1,800,000	1,800,000	1,350,000	225,000,000	3,850,000	
地域少子化対策重点推進事業 補助率2/3のもの	0	0	0	0	0			
地域少子化対策重点推進事業 補助率1/2のもの	5,000,000	0	5,000,000	5,000,000	2,500,000			新規世帯見込 世帯 (~29歳: .30歳~: )
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	継続補助見込 世帯 (対象経費 円)
<b>2. 市町村事業</b>	2,550,000	0	2,550,000	2,550,000	1,275,000		1,275,000	
市町村事業(令和5年度当初)	0	0	0	0	0		0	市町村事業の小計
市町村事業(令和4年度第2次補正)	2,550,000	0	2,550,000	2,550,000	1,275,000		1,275,000	
(1) A市	2,550,000	0	2,550,000	2,550,000	1,275,000		1,275,000	
令和5年度当初	0	0	0	0	0		0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	10,000,000	0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	1,275,000	0	
令和4年度第2次補正	2,550,000	0	2,550,000	2,550,000	1,275,000		1,275,000	
地域少子化対策重点推進事業 補助率3/4のもの	0	0	0	0	0	33,750,000	0	新規世帯見込 5 世帯 (~29歳: 3 .30歳~: 2 )
地域少子化対策重点推進事業 補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援 一般コース	2,550,000	0	2,550,000	2,550,000	1,275,000	1,275,000	1,275,000	継続補助見込 1 世帯 (対象経費 150,000 円)
(2)	0	0	0	0	0		0	
令和5年度当初	0	0	0	0	0		0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	
令和4年度第2次補正	0	0	0	0	0		0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	
(3)	0	0	0	0	0		0	
令和5年度当初	0	0	0	0	0		0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	
令和4年度第2次補正	0	0	0	0	0		0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率2/3のもの	0	0	0	0	0	0	0	
地域少子化対策重点推進事業 補助率1/2のもの	0	0	0	0	0	0	0	
結婚新生活支援	0	0	0	0	0	0	0	
<b>3. 合計</b>	11,400,000	0	11,400,000	11,350,000	6,458,333		6,458,333	
合計(令和5年度当初)	2,050,000	0	2,050,000	2,000,000	1,333,333		1,333,333	
合計(令和4年度第2次補正)	9,350,000	0	9,350,000	9,350,000	5,125,000		5,125,000	

29歳以下とそれ以外への支給見込世帯数をそれぞれ記載すること。

交付金所要額の合計

- 「総事業費」= 寄附金その他の収入額をすべて含めた、事業実施に係る金額を記載
- 「寄付金その他の収入額」= 当該事業に明確に紐付けられている寄附金等を記載
- 「対象経費支出予定額」= 総事業費のうち、交付要綱(別添)の「3 対象経費」に該当する部分の金額(対象外経費を除く)を記載
- 「算定基礎額」= 差引額と対象経費支出予定額を比較して少ない方の額に補助率を乗じた金額を記載
- 「基準額」= 交付要綱(別添)の「2 基準額」に記載されている金額を記載
- 「交付金所要額」= 算定基礎額と基準額を比較して少ない方の金額を記載(1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て)
- 「備考」= 結婚新生活支援事業を実施する場合には、支給対象見込世帯数及び継続補助の対象経費支出予定額(継続補助を実施する場合のみ)を記載



(令和5年度当初) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (都道府県分) 個票

自治体名 A県 (都道府県: A県)

本事業の担当部局名 ○○部△△課

事業メニュー	地域結婚支援重点推進事業				
区分	一般メニュー				
関連事業メニュー	1.1.1 結婚支援センターの開設・運営、マッチングシステムの構築				
個別事業名	A県結婚支援センター運営事業			新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~		令和6年3月31日	事業開始年度	平成30 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,000,000				円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> A県においては、県としての少子化対策を「○○プラン」として取りまとめ、総合的な取組を始めたところである。この中で、新たな取組である結婚支援については、令和3年の県内婚姻数が○○件と、婚姻率が○○と、過去と比べて経年的に低下傾向にあり、緊急に対策を講じる必要がある(参考:平成27年婚姻数○○件、婚姻率○○)。  <本個別事業の位置付け> A県「○○プラン」において、重点課題として、2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現を掲げており、その達成に向け、総合的な結婚支援の取組を展開することとしているところである。本個別事業はその一環として、A県の結婚支援事業の基盤となる結婚支援センターを運営を行うとともに、センター機能の強化により、会員数の増加・マッチング率の向上を目指すものである。				
	(本個別事業における現状と課題) A県結婚支援センターは平成29年7月に運営を開始し、平成29年度はマッチングシステムの構築、平成30年度は結婚支援員の育成、平成31年度はマッチングシステムの高度化(検索機能の強化)を行ってきた。マッチングシステム登録には初回のみセンター来所を必須としていることから、県内各所からの交通アクセスが良い○○市にセンターを設置している。 一方で、A県が令和元年度に実施した「結婚、妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査」によると、結婚支援センターに関して、「そもそもセンターの存在を知らなかった」という声が多く聞かれた。また、センター会員からは「対面での相談ではなく、オンラインでも相談したい」、「相談に行きたいが、平日の来所は難しい」などの声が多く聞かれた。				
	(課題への対応) ・チラシやポスター、HP等による周知・広報や、周辺企業訪問を継続的に実施し、会員数の増加及びセンターの認知度向上を図る。 ・オンライン相談会の開催や月1回日曜日の開所など、より柔軟な相談体制の構築を図る。				
個別事業の内容 ※(注)3	番号	項目	内容	ステップアップ	KPI設定
	1	結婚支援センターの運営	会員が結婚の希望をかなえられるようにするため、結婚支援センターの運営として、以下の取組を行う。 ・月～金曜日の週5日開所し、対面での相談業務 ・マッチングシステムによる引き合わせ ・定期的な個別相談会の実施(毎月、年12回) ・センター職員のスキル向上のための研修会の開催(年2回) ・会員数の増加及びセンター認知度向上のための周知広報(チラシ・ポスター・HP) ・会員数の増加及びセンター認知度向上のための企業訪問(隔月、年6回)		○
【次年度以降に向けた事業の方向性】 ・センター利用者の声を踏まえて業務の効率化を進めるとともに、センター運営の趣旨に賛同いただける企業・団体等を増やし、将来的にセンター運営を自走させることにより、結婚の希望をかなえる取組を継続的に実施できる体制作りを進める。 <b>結婚支援センターによる取組を自立的に発展させるための方向性を必ず記載してください</b>					
【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】					



少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	県の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数	件	〇〇 (令和5年)	〇〇 (令和3年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		〇〇	
	婚姻件数	件	〇〇	
	婚姻率		〇〇	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	<アウトプット>			
	結婚支援センター会員登録数	人	〇〇	〇〇 (R5.1.1時点)
	<アウトカム>			
	相談会の満足度	%	〇〇	
	センターへの相談の結果、引き合わせが成立した人数	人	〇〇	
	結婚支援センター認知率	%	〇〇	〇〇 (R5.1.1時点)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター認知度向上及び会員数の増加のため、B市、C町が行う結婚支援イベントに参加し、広報周知を行う。</li> <li>・定期相談会において、各市町村に登録している結婚支援ボランティアにも参加してもらい、結婚希望者に対して多角的にフォローできる体制作りを行う。</li> </ul>			
	他自治体との具体的な連携内容を必ず記載してください			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	民間事業者(具体的には、若者が集まる商業施設等)に対しても、結婚支援センターのチラシ配架を依頼する。			

## 積算内訳書

1. 地方自治体名	A県		
2. 個別事業名	A県結婚支援センター運営事業		
	対象経費支出予定額:	2,000,000	円

## 3. 本個別事業に要する費用及びその内訳

No	経費区分	経費区分毎の内訳	総事業費		
			交付対象事業費	交付対象外事業費	
1		①結婚支援センターの運営			
2		(センター運営費用 - センター収入額) 2,000,000	内訳別紙③④を 転記してください		
3		(自治体の支出額) 2,050,000			
4	賃金	内訳別紙のとおり (以下、No. 10まで同じ)	1,200,000	1,200,000	
5	報償費		150,000	150,000	
6	旅費		120,000	120,000	
7	需用費	内訳別紙最下部の 経費区分別の内訳を 転記してください	280,000	230,000	50,000
8	役務費		180,000	180,000	
9	委託料		1,320,000	1,320,000	
10	使用料及び賃借料		800,000	800,000	
11					
12					
13					
14					
15		自治体の支出額の方が少ない場合は不要			
16		収入 (入会金、市町村負担金)	▲ 2,000,000	▲ 2,000,000	
17					
18					
19					
20					
計			2,050,000	2,000,000	50,000

(経費区分ごとの合計)

区分	諸謝金	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費
総事業費	0	1,200,000	150,000	120,000	280,000	180,000
交付対象事業費	0	1,200,000	150,000	120,000	230,000	180,000
区分	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金	補助金	計
総事業費	1,320,000	800,000	0	0	0	2,050,000
交付対象事業費	1,320,000	800,000	0	0	0	2,000,000

(参考)上記のうち、セミナー・イベント等開催時の一人当たりコスト

(単位:円、人)

番号	セミナー・イベント 名称	所要額(X)※	参加予定人数 (a)	KPIで設定した 参加割合(b)	計算に使う人数 (Y = a×b)	一人当たりコスト (X÷Y)
1					0	0
2					0	0
3					0	0

※自治体間連携で事業を実施する場合は、総額の所要額を入力すること。

(別紙)

### 結婚支援センターの運営費内訳

自治体名: A県

①センターにおける運営費に係る支出額 (交付対象外経費を除く)	4,000,000
②入会金等の収入額	2,000,000
③支出-収入	2,000,000

(内訳) 経費区分を選択した上で、内訳(4年度予算、5年度予算)を記入してください

	経費内訳	経費区分	令和4年度	令和5年度	20%以上増減	対象外	備考
			予算額	予算額			
支出	使用料・賃借料等	通信運搬費	役務費 120,000	120,000			電話、インターネット 10,000円×12か月
		消耗品費(コピー紙、封筒、トナー、会員証等)	需用費 50,000	50,000			
		賃借料	使用料及び賃借料 600,000	600,000			50,000円×12か月
		備品使用料・機器リース料					
		水道光熱費	需用費 120,000	120,000			10,000円×12か月
		支払手数料					
		車両管理費	使用料及び賃借料 50,000	50,000			定期点検、車検費用
		燃料費	需用費 60,000	60,000			5,000円×12か月
		駐車場代	使用料及び賃借料 30,000	30,000			2,500円×1台×12か月
		会場使用料	使用料及び賃借料 120,000	120,000			定期相談会(10,000円×12回)
	計		1,150,000	1,150,000			
	人件費	賞金	賞金 1,200,000	1,200,000			相談員1人×100,000円×12か月
		報酬	報償費 150,000	150,000			税理士・弁護士報酬
		手当					
		報償費・諸謝金					
		社会保険料					
		厚生福利費					
	旅費	旅費 60,000	120,000	○		定期相談会(1人×10,000円×12回) ※前年度から開催回数を2倍にした	
	計		1,410,000	1,470,000			前年度予算から20%以上増減がある場合は、理由を記載してください(交付対象外の場合は不要)
	企画広報費	センターホームページ保守・管理	委託料 100,000	100,000			
会員募集リーフレット印刷製本費		委託料 100,000	100,000				
センター広告宣伝費		委託料 100,000	100,000			委託料の場合は、見積書等を添付してください	
企業訪問費用 企画費		委託料 100,000	100,000				
計		400,000	400,000				
システム経費	システム保守・管理	委託料 600,000	600,000				
	システム利用料						
計		600,000	600,000				
その他	保険料	役務費 60,000	60,000			車両保険	
	会議負担金						
	施設管理費	委託料 200,000	200,000			警備、清掃	
	食糧費						
	補助金						
	啓発物品費用						
	成婚記念品	需用費 45,000	50,000			対象外	
	委託一般管理費	委託料 120,000	120,000			対象外経費の場合は「対象外」を選択してください	
	予備費						
	消費税					すべて税込み	
計		425,000	430,000				
(交付対象外支出)		-45,000	-50,000				
支出計		3,940,000	4,000,000				
収入	入会金		1,000,000	1,000,000		10,000円×100人	
	年会費						
	他自治体等からの負担金・補助金		1,000,000	1,000,000		100,000円×10市町村	
収入計		2,000,000	2,000,000				
経常経費(支出-収入)		1,940,000	2,000,000				

自治体の実際の支出額を記載してください

④申請自治体の支出額	2,050,000
------------	-----------

(③>④の場合の経費内訳) ③>④の場合は、経費区分を選択した上で、内訳(4年度予算、5年度予算)を記入してください

	経費内訳	経費区分	令和4年度	令和5年度	20%以上増減	対象外	備考
			予算額	予算額			
支出	負担金						
	補助金						
	委託料						
支出計			0	0			

※様式2-2(積算内訳書)への転記用

	諸謝金	賞金	報償費	旅費	需用費	役務費
総事業費	0	1,200,000	150,000	120,000	280,000	180,000
交付対象事業費	0	1,200,000	150,000	120,000	230,000	180,000
	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金	補助金	計
総事業費	1,320,000	800,000	0	0	0	4,050,000
交付対象事業費	1,320,000	800,000	0	0	0	4,000,000

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (都道府県分) 個票

自治体名 **A県** (都道府県: **A県**)  
 本事業の担当部局名 **〇〇部△△課**

事業メニュー	結婚支援コンシェルジュ事業				
区分	結婚支援コンシェルジュ事業				
関連事業メニュー	2.1 結婚支援コンシェルジュを活用した取組				
個別事業名	A県結婚支援コンシェルジュ事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規		
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	7,150,000				円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> A県においては、県としての少子化対策を「〇〇プラン」として取りまとめ、総合的な取組を始めたところである。この中で、新たな取組である結婚支援については、令和2年の県内婚姻数が〇〇件と、婚姻率が〇〇と、過去と比べて経年的に低下傾向にあり、緊急に対策を講じる必要がある(参考:平成27年婚姻数〇〇件、婚姻率〇〇)。 <本個別事業の位置付け> A県「〇〇プラン」において、重点課題として、2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現を掲げており、その達成に向け、総合的な結婚支援の取組を展開することとしているところである。本個別事業はその一環として、A県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置することにより、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援する。				
	(本個別事業における現状と課題)				
	(課題への対応) A県内の10市町村のうち、結婚支援に取り組む市区町村は現状4市町村であり、自治体間で連携している市町村はそのうち、2町のみとなっている。結婚支援コンシェルジュの活用により、結婚支援に取り組む市町村を増加させるとともに、自治体間だけでなく企業等との連携も視野に事業範囲の拡大を目指し、市町村が実施する結婚支援に対する取り組みの深化を図る。				
個別事業の内容 ※(注)3	番号	項目	内容	ステップアップ	KPI設定
	1	①配置先 ②雇用形態 ③配置人数 ④人数の考え方	①A県結婚支援センター ②正規職員(①の職員として) ③2名配置 ④A県管内には10市町村が存在しており、圏域ごとにメインコンシェルジュを設置することから2名配置する。相互にサブコンシェルジュを担う。		
	2	活動内容(1)	(実施体制)A県△△課から、結婚支援業務に造詣が深く、〜といった実績を持つ2名を結婚支援コンシェルジュとして委嘱し、結婚支援センターに配置することで、管内市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援する。 (役割分担)結婚支援コンシェルジュ①(メイン担当) B市、C町、D村、、、 結婚支援コンシェルジュ②(メイン担当) E市、F町、G村、、、		○
	3	活動内容(2)	(市町村への働きかけ)結婚支援実施市町村に対しては、個別訪問により現状把握を行うほか、イベント、セミナー等を協働して実施する。未実施市町村に対しては結婚支援業務に取り組んでもらえるよう働きかけを行う。 (企業への働きかけ)個別訪問により、現状把握を行うほか市町村との連携を提案する。 (その他)行政、企業、そのほか関係団体を巻き込んだ会議を実施する。内閣府が実施する結婚支援コンシェルジュ会議への参加、情報提供等の協力		○
【次年度以降に向けた事業の方向性】 令和4年度に訪問や、イベントの協働により携わった市町村への満足度アンケートを基に、次年度の活動内容や、令和4年度に収集した優良事例の横展開の方策を検討する。					
【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】					

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率				
	婚姻件数		件		
		婚姻率			
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	<アウトプット>				
	対面・オンラインによる個別訪問市区町村数／管内市区町村数		%	〇〇	
	対面・オンラインによる企業・団体への個別訪問数		社	〇〇	
	<アウトカム>				
	市区町村職員のコンシェルジュ事業に対する満足度		%	〇〇	
	コンシェルジュの働きかけにより取組を始めた市区町村の数		市町村	〇〇	4(R5. 1. 1時点)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<市町村の役割>		コンシェルジュとの課題や、市町村の取組方針およびイベントやセミナーの開催情報の共有		
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	イベントやセミナーの開催情報の共有、広報に関する協力				

結婚支援コンシェルジュ事業における「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」は上記を必須KPIとしております。そのほかアウトプット、アウトカム1つずつ以上設定願います。

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
  - ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
  - ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
  - ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。
 

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施している場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

積算内訳書

1. 地方自治体名	A県		
2. 個別事業名	A県結婚支援コンシェルジュ事業		
	対象経費支出予定額:	7,150,000	円

3. 本個別事業に要する費用及びその内訳

No	経費区分	経費区分毎の内訳	総事業費	交付対象事業費	
				交付対象事業費	交付対象外事業費
1		ただし、委託料の内訳として			
2	委託料	【賃金】基本給 @〇〇円(月額)×〇か月×〇人	4,200,000	4,200,000	
3	委託料	【賃金】賞与 @〇〇円(月額)×〇か月分×〇人	800,000	800,000	
4	委託料	【賃金】各種手当 通勤手当 〇〇円 時間外手当 〇〇円 等	300,000	300,000	
5	委託料	【賃金】共済費 〇〇 〇〇円 〇〇 〇〇円 等	700,000	700,000	
6	委託料	【旅費】市町連絡旅費	500,000	500,000	
7	委託料	消費税	650,000	650,000	
8					
9					
10					対象外経費が含まれる場合は記載
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
計			7,150,000	7,150,000	0

(経費区分ごとの合計)

区分	諸謝金	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費
総事業費	0	0	0	0	0	0
交付対象事業費	0	0	0	0	0	0
区分	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金	補助金	計
総事業費	7,150,000	0	0	0	0	7,150,000
交付対象事業費	7,150,000	0	0	0	0	7,150,000

(参考)上記のうち、セミナー・イベント等開催時の一人当たりコスト

(単位:円、人)

番号	セミナー・イベント名称	所要額(X)※	参加予定人数(a)	KPIで設定した参加割合(b)	計算に使う人数(Y = a × b)	一人当たりコスト(X ÷ Y)
1						0
2						0
3						0

※自治体間連携で事業を実施する場合は、総額の所要額を入力すること。



(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (都道府県分) 個票

自治体名 **A県** (都道府県: **A県**)  
 本事業の担当部局名 **〇〇部△△課**

事業メニュー		結婚_妊娠_出産_子育てに温かい社会づくり_機運醸成事業				
区分		一般メニュー				
関連事業メニュー		3.1.4 ライフデザインセミナーの実施				
個別事業名		若い世代向けのライフデザインセミナー事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間		交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	令和元 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1		5,000,000 円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2		(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> A県においては、県としての少子化対策を「〇〇プラン」として取りまとめ、総合的な取組を始めたところである。この中で、新たな取組である結婚支援については、令和3年の県内婚姻数が〇〇件と、婚姻率が〇〇と、過去と比べて経年的に低下傾向にあり、緊急に対策を講じる必要がある(参考:平成27年婚姻数〇〇件、婚姻率〇〇)。 <本個別事業の位置付け> A県「〇〇プラン」においては、個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標とし、「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として構成している。また、重点課題として、 1. 子育て支援施策を一層充実 2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現 3. 多子世帯へ一層の配慮 4. 男女の働き方改革 を掲げている。 A県では上記重点課題2.の達成に向け、若い世代に対して自身のライフデザインを考える機会を提供することとしている。本個別事業はその一環として、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事などの様々なライフイベントについて柔軟に対応できるよう、必要な知識や情報を習得することを目指す。				
		(本個別事業における現状と課題) ※新規事業においては記載不要 令和4年度に実施した「A県少子化の現状に関する調査」によると、20歳から34歳の未婚者が独身である理由として「まだ必要性を感じない」「自由や気楽さを失いたくない」がそれぞれ3割程度あり、結婚や出産などのライフイベントについて、意識して考えていない若い世代が多いと考えられる。 これまで、自身のライフデザインを考えるためのセミナーを実施してきたが、参加者が主体的に考える機会が少なかったため、受講後アンケートでセミナーに満足した割合が7割程度であった。				
		(課題への対応) ※新規事業においては「地域における実情及び課題」に対応する取組であることを記載 単なる知識や情報の提供にとどまらず、若い世代がより主体的に自身のライフイベントについて考えることができるよう、ワークショップを行い、多様な考え方に触れる機会を創出する。 また、ライフイベントを見える化し、ホームページに特設サイトを開設することで、効果的な若い世代のライフプランニング支援に資する。 継続事業の場合はステップアップがあるかチェック				
個別事業の内容 ※(注)3	番号	項目	内容	必須KPIが設定されているかチェック	ステップアップ	KPI設定
	1	セミナー・ワークショップの実施	県内の高校・大学と連携し、ライフデザインセミナーおよびワークショップを実施する。セミナーでは、妊娠・出産の正しい知識と結婚から子育てに関するマネーライフプランニングについて学ぶ機会を提供する。また、ワークショップのファシリテーターを子育て世帯とするなど工夫を行い、複数のロールモデルを提供する。 対象: 県内大学〇校×〇〇名 県内高校〇校×〇〇名		○	○
2	ライフデザイン啓発サイトの開発	ライフデザインを描くために必要なデータを充実させ、正しい知識に基づいて人生設計ができるよう支援する。また、サイト上でライフデザインをシミュレーションできるツールを提供する。 若い世代へ普及するための効果的な手段としてSNSを活用した広報・周知をおこなう。			○	○
【次年度以降に向けた事業の方向性】 アンケート結果を活用し、各世代に応じたセミナーの内容について検討をおこない、より効果的に実施されるよう見直しを図る。						

※ステップアップ部分に下線

【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】  
 ○○県 ライフプランニング支援事業

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値	
		結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会と感じている者の割合		〇〇 (令和6年)	〇〇 (令和3年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率	%	〇〇 (令和3年)		
	婚姻件数	件	〇〇 (令和3年)		
	婚姻率	%	〇〇 (令和3年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値	
	(1)セミナー・ワークショップ				
	セミナー・ワークショップ参加者数	人	〇〇	〇〇 (R5. 1. 1時点)	
	セミナー・ワークショップ参加者数の割合	%	〇〇	〇〇 (R5. 1. 1時点)	
	人生設計(ライフプラン)について考えるきっかけとなった参加者の割合(満足度)	%	〇〇	〇〇 (R5. 1. 1時点)	
	(2)ライフデザイン啓発サイト				
	リーチ数	件	〇〇		
	事業認知率	%	〇〇		
	<p>※KPI設定例をご参照のうえ、設定してください。(◎の指標は必ず設定してください)          ※設定する際に考慮した数値(前年度末実績値等)があれば、併せて記載してください。          ※「事業対象者(「参加者」等)の人数」「事業対象者(「参加者」等)の事業に対する満足度」は必ず記載すること。(ただし、広報、調査研究など、明確な対象者が存在しない事業は除く。)</p>				
	他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	Webサイトの周知広報などについて連携するとともに、取組成果を共有する。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	多様なロールモデルを示すことが出来るよう、県内経済団体や企業等の協力も得ながら講師派遣を行う。				

積算内訳書

1. 地方自治体名	A県		
2. 個別事業名	若い世代向けのライフデザインセミナー事業		
	対象経費支出予定額:	5,000,000	円

3. 本個別事業に要する費用及びその内訳

No	経費区分	経費区分毎の内訳	総事業費	交付対象事業費	交付対象外事業費
1		①セミナー・ワークショップの実施 (小計 1,200千円)			
2	諸謝金	・ 講師謝金 50千円×20回=1,000千円	1,000,000	1,000,000	
3	旅費	・ 講師旅費 5千円×20回=100千円 ・ 職員旅費 2千円×20回=40千円	140,000	140,000	
4	需用費	・ 資料作成 60千円	60,000	60,000	
5					
6		②ライフデザイン啓発サイトの開発 (小計 3,800千円)			
7	委託料	・ サイト構築 1,000千円 ・ システム設計 1,200千円 ・ SNS広告 800千円 ・ アンケート調査 800千円	3,800,000	3,800,000	
8					
9		記載スペースが不足する場合は行の高さを調節してください。			対象外経費が含まれる場合は記載
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
計			5,000,000	5,000,000	0

(経費区分ごとの合計)

区分	諸謝金	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費
総事業費	1,000,000	0	0	140,000	60,000	0
交付対象事業費	1,000,000	0	0	140,000	60,000	0
区分	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金	補助金	計
総事業費	3,800,000	0	0	0	0	5,000,000
交付対象事業費	3,800,000	0	0	0	0	5,000,000

(参考) 上記のうち、セミナー・イベント等開催時の一人当たりコスト

(単位:円、人)

番号	セミナー・イベント名称	所要額(X)※	参加予定人数(a)	KPIで設定した参加割合(b)	計算に使う人数(Y = a×b)	一人当たりコスト(X÷Y)
1	ライフデザインセミナー	1,200,000	500	80%	400	3,000
2						
3						

セミナー・イベントの1人当たりコストについて記載

※自治体間連携で事業を実施する場合は、総額の所要額を入力すること。

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 A市 (都道府県: A県)
本事業の担当部局名 OO部△△課

Table with 4 columns: 事業メニュー, 区分, 個別事業名, 実施期間. Includes details for '結婚新生活支援事業' and '結婚新生活支援'.

Form for '個別事業の内容' including sections for '1. 概要', '2. 申請見込', and '3. 広報の実施予定'. Contains various checkboxes and input fields for eligibility and application details.

該当するものいずれかにチェックを入力。

自治体独自基準を設定している場合は、その内容を記載。特に、要件緩和を実施する場合には、要件緩和分は自治体単費実施であることも記載。

該当するもの全てにチェックを入力

以下どちらかを記載してください。
①令和4年●月～令和5年3月申請見込世帯数:
令和4年度に国から交付決定されている申請見込世帯数
②令和4年●月～令和4年12月申請実績世帯数:
令和4年度の申請実績世帯数(12月時点のもの)

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		市の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数	件	〇〇 (令和7年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		〇〇 (令和3年)	
	婚姻件数	件	〇〇 (令和3年)	
	婚姻率		〇〇 (令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	〇	〇
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	〇	〇
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	〇	〇
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	A県の公共施設等でのチラシ・申請書配布を行うとともに、県HPでの広報を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	引越業者に対し、チラシ配架等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。 ※結婚新生活支援事業における広報の取組については、できる限り他自治体及び民間事業者と連携して実施してください。			

**(※積算上の注意点)**

**(例1) 直近の支給実績に基づいた積算**

29歳以下：3世帯（申請見込）×60万円（補助上限額）＝1,800千円  
 上記以外：2世帯（申請見込）×30万円（補助上限額）＝600千円  
 ・申請見込については、令和●年度の当事業における支給実績を引用。

**(例2) 住民、税務担当へ照会し、直近の婚姻件数のうち、年齢、所得要件を満たす世帯を算出し積算**

29歳以下：3世帯（申請見込）×60万円（補助上限額）＝1,800千円  
 ・3世帯については、令和●年度の夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の婚姻件数△件のうち、所得500万円未満の世帯数を税務課において確認し、算出。  
 上記以外：2世帯（申請見込）×30万円（補助上限額）＝600千円  
 ・2世帯については、令和●年度の夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下（ともに29歳以下を除く）の婚姻件数▲件のうち、所得500万円未満の世帯数を税務課において確認し、算出。

**(例3) 人口動態統計における婚姻件数及び国民生活基礎調査における世帯年収から対象世帯を算出する積算**

・29歳以下申請見込：38世帯＝①100件×②45%×④85%  
 ・上記以外申請見込：29世帯＝①100件×③45%×⑤65%  
 ①「令和●年度人口動態統計」直近年度のA市年間婚姻件数100件  
 ②「令和●年度人口動態統計」直近年度の結婚生活に入った夫婦ともに29歳以下の世帯割合45%  
 ③「令和●年度人口動態統計」直近年度の結婚生活に入った夫婦ともに39歳以下の世帯割合90%のうち、ともに29歳以下を除いた世帯割合：90%－②45%＝45%  
 ④「令和●年度国民生活基礎調査」直近年度の世帯主の年齢別、世帯所得の割合  
 29歳以下の世帯総数のうち、世帯収入が700万円以下（所得換算約500万円）の世帯の割合85%  
 ⑤「令和●年度国民生活基礎調査」直近年度の世帯主の年齢別、世帯所得の割合  
 30歳以上39歳以下世帯総数のうち、世帯収入が700万円以下（所得換算約500万円）の世帯の割合65%  
 ・ただし、予算の制約により、今回の対象世帯は29歳以下3世帯、それ以外2世帯とする。  
 新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。  
 29歳以下：3世帯（申請見込）×60万円（補助上限額）＝1,800千円  
 上記以外：2世帯（申請見込）×30万円（補助上限額）＝600千円

※昨年度から引き続き事業を実施する自治体：(例1)または(例2)により積算

新規に事業を実施する自治体：(例2)または(例3)により積算

※要件緩和分については、本事業の対象とならないため、一般財源での対応をお願いします。